

栗石町環境基本計画



平成22年7月

栗石町



はじめに

雫石町長 中屋敷 十

わが町は、岩手山、駒ヶ岳の雄大・秀麗な山並みと清らかに澄んだ雫石川などの大自然に囲まれ、やすらぎを与える優れた自然環境に恵まれ、さらに、地域のまとまりも強く、民俗芸能の継承なども積極的に行われるなど誇れる地域環境を育んでまいりました。

しかしながら、今日の環境問題は、生活排水、近隣騒音、交通公害、廃棄物など私たち一人ひとりの小さな汚染が、薄くかつ広く地域に影響を与え、さらには地球規模での環境汚染問題へと大きく広がる懸念があります。

これらの環境問題は、私たちの日常生活や通常の事業活動による環境への負荷が大きく関わっており、その解決に向けては、一人ひとりのライフスタイルや社会経済活動のあり方を見直していくことが必要です。

このため、平成19年6月に制定した「雫石町環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として「雫石町環境基本計画」を策定しました。

この計画では、望ましい環境像を

『環境を守り育てるまち』 としました。

すべての町民は、人と自然がいかに共生できるかを真剣に考え、先人たちが育ててきた貴重な環境を後世に引き継いでいく責任があります。自然との良い関係を保てるよう、共に環境を守る活動を通じて、安全な環境の中で自然と共に暮らせるまちを育み、未来を担う人々に伝えるようなまちづくりをめざすこととしています。

また、排出規制などは、国、県の法令で幅広く決められていることから、町民、事業者、町（行政）及び滞在者等がそれぞれの責務を自覚し、環境問題へ総合的かつ計画的な取り組みを進めていくこととしています。

今後は、この望ましい環境像の実現にむけて、町民、事業者、滞在者等の方々とともに優れた環境を守り育てるまちづくりに努めてまいりたいと考えていますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました雫石町環境審議会の各委員の皆様にご礼申し上げます。また、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました関係各位に心から感謝申し上げますとともに、今後ともこの計画の実現に向けて、より一層のご協力と積極的な参画をお願いいたします。

雫石町環境基本計画

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景と目的	1
第2節 計画の基本理念	2
第3節 計画の位置づけ	3
第4節 計画の主体と役割	4
第5節 計画の範囲	5
1 計画の範囲	
2 環境の範囲	
第6節 計画の期間	5
第2章 望ましい環境像	7
第1節 望ましい環境像	7
第2節 施策の基本目標	8
基本目標1 健康で安全に暮らせるまちをめざして（生活環境の保全）	
基本目標2 豊かな自然と共に生きるまちをめざして（自然環境の保全）	
基本目標3 うるおいのあるまちをめざして（快適環境の保全と創造）	
基本目標4 環境負荷の少ないまちをめざして（循環型社会の構築）	
基本目標5 環境への意識の高いまちをめざして（環境保全への取り組み）	
第3節 施策の体系	9
第3章 環境の現状と課題	13
第1節 雫石町の環境を取り巻く現状	13
1 雫石町の概要	
2 社会環境の現状	
第2節 生活環境の保全	17
1 きれいな水を守る	
2 良好な生活環境を守る	
3 安全な環境を守る	
第3節 自然環境の保全	22
1 多様な野生生物を守る	
2 森林・里山を守る	
3 水辺を守る	
4 農地を守る	
第4節 快適環境の保全と創造	25
1 まちの景観の創造を進める	
2 歴史・文化を伝える	
3 人がやすらげるまちづくりを進める	
第5節 循環型社会の構築	28
1 ごみの発生を減らす	
2 リサイクルを推進する	
3 ごみの適正処理を推進する	
4 地球温暖化を防ぐ	
第6節 環境保全への取り組み	33
1 環境に関する意識・知識を高める	
2 環境情報を共有する	
3 環境保全のための仕組みをつくる	
第4章 望ましい環境の実現のための取り組み	35
基本目標1 健康で安全に暮らせるまちをめざして（生活環境の保全）	35
1-1 きれいな水を守る	
1-2 良好な生活環境を守る	
1-3 安全な環境を守る	

基本目標 2 豊かな自然と共に生きるまちをめざして（自然環境の保全）	39
2-1 多様な野生生物を守る	
2-2 森林・里山を守る	
2-3 水辺を守る	
2-4 農地を守る	
基本目標 3 うるおいのあるまちをめざして（快適環境の保全と創造）	46
3-1 まちの景観の創造を進める	
3-2 歴史・文化を伝える	
3-3 人がやすらげるまちづくりを進める	
基本目標 4 環境負荷の少ないまちをめざして（循環型社会の構築）	50
4-1 ごみの発生を減らす	
4-2 リサイクルを推進する	
4-3 ごみの適正処理を推進する	
4-4 地球温暖化を防ぐ	
基本目標 5 環境への意識の高いまちをめざして（環境保全への取り組み）	56
5-1 環境に関する意識・知識を高める	
5-2 環境情報を共有する	
5-3 環境保全のための仕組みをつくる	
第 5 章 環境配慮指針	61
第 1 節 事業者別配慮指針	61
1 農林業	
2 建設業	
3 製造業	
4 流通・運輸業	
5 ホテル・旅館業	
6 小売・飲食店	
第 2 節 開発事業別配慮指針	65
1 開発事業の実施に際して共通する配慮事項	
2 主要な開発事業の個別配慮事項	
第 6 章 計画の推進	71
第 1 節 推進体制	71
1 町の推進体制	
2 町民・事業者等の推進体制	
3 環境審議会	
4 近隣市町村・県・国	
5 その他の推進方策	
第 2 節 進行管理	73
1 計画策定【Plan】	
2 計画実行【Do】	
3 点検・評価【Check】	
4 見直し【Action】	
参考資料	75
1 環境基準	75
2 平成 20 年雫石町環境基本計画基礎調査	85
3 雫石町環境基本条例	91
4 雫石町環境審議会委員名簿	97
5 環境基本計画策定の経緯	99
巻末	
用語集	101

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景と目的

今日の環境問題は、水質汚濁や大気汚染、廃棄物問題をはじめとする高度成長期に顕在化した産業型公害から、都市化の進展に伴う生活排水、近隣騒音、交通公害など都市型公害へと大きく転換し、また、資源エネルギーの大量消費、オゾン層の破壊、地球温暖化等の地球規模の環境問題へと大きく変貌してきています。

これらの環境問題は、私たちの日常生活や通常の事業活動による環境への負荷が大きく関わっており、その解決に向けては、一人ひとりのライフスタイルや社会経済活動のあり方を見直していくことが必要とされています。

国は、平成5年に公害対策基本法と自然環境保全法を統合する形で「環境基本法」を制定し、法の中に環境基本計画の策定を義務づけ、平成6年の第1次基本計画から二度の改訂が行なわれ、平成18年度には具体的な施策をより一層強力に進めるため、第3次環境基本計画が策定されました。

岩手県においても、平成10年に岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例を制定し、その条例に基づいて環境基本計画を平成11年9月に策定しています。しかし、グローバル化の急速な進展などに伴い、県民を取り巻く環境も大きく変化の中さまざまな危機に直面し、こうした危機を希望に変えていくため、平成19年「いわて希望創造プラン」を策定、その政策の「6本の柱」の一つに『世界に誇れる「岩手の環境」の実現』を据え、その実現を図るべく様々な施策を重点的・優先的に推進しています。

さらには、平成23年度を計画初年度とし、概ね10年後を見据えた新しい環境基本計画の策定に着手するなど、環境と共生する持続可能な地域社会を構築するための取り組みを推進することとしています。

本町においては、雫石町総合計画において、基本目標を「キラリ 輝く しずくいし」とし、「豊かな自然と共生し、快適・安全で活力に満ちた人に優しいまち」、「主体性をもち、創造力豊かな個性を育むひとづくりのまち」、「多様な交流・連携・協働を進め、町の総合力を高めるまち」とした3つの“雫石”の将来像を掲げています。その将来像を環境面から実現していくため、各分野における施策を有機的に関連付け体系化し、総合的に施策を展開することとしています。

そのため、平成19年6月に「雫石町環境基本条例」を制定し、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（環境基本計画）を定めることを示しました。その環境基本条例に基づき、あらゆる施策に環境の視点を取り入れることで、町民がいつまでも住み続けられるまちづくりを目指すこととし、かけがえのない地域環境として、次世代に引き継いでいくために、町民、事業者、町（行政）及び滞在者等がそれぞれの責務を自覚し、環境問題へ総合的かつ計画的に取り組むために『雫石町環境基本計画』を策定します。

第2節

計画の基本理念

本計画は、平成20年1月に施行された「雫石町環境基本条例」の「基本理念（第3条）」の実現を目的とすることから、本計画の基本理念を次のとおりとします。本計画では、町の*環境の保全と創造を図る上での基本的な考え方である基本理念の実現を目指します。

雫石町環境基本条例 第3条（基本理念）

1. 環境の保全及び創造は、町民が安全かつ健康で文化的な生活の営みができる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、これを将来の世代に引き継ぐ義務を負うことを基本として行わなければならない。
2. 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行わなければならない。
3. 環境の保全及び創造は、町民、事業者、町及び滞在者等がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に行わなければならない。
4. 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接な関係にあることを考慮し、あらゆる活動において地球環境保全が図られるよう広域的かつ長期的に行わなければならない。

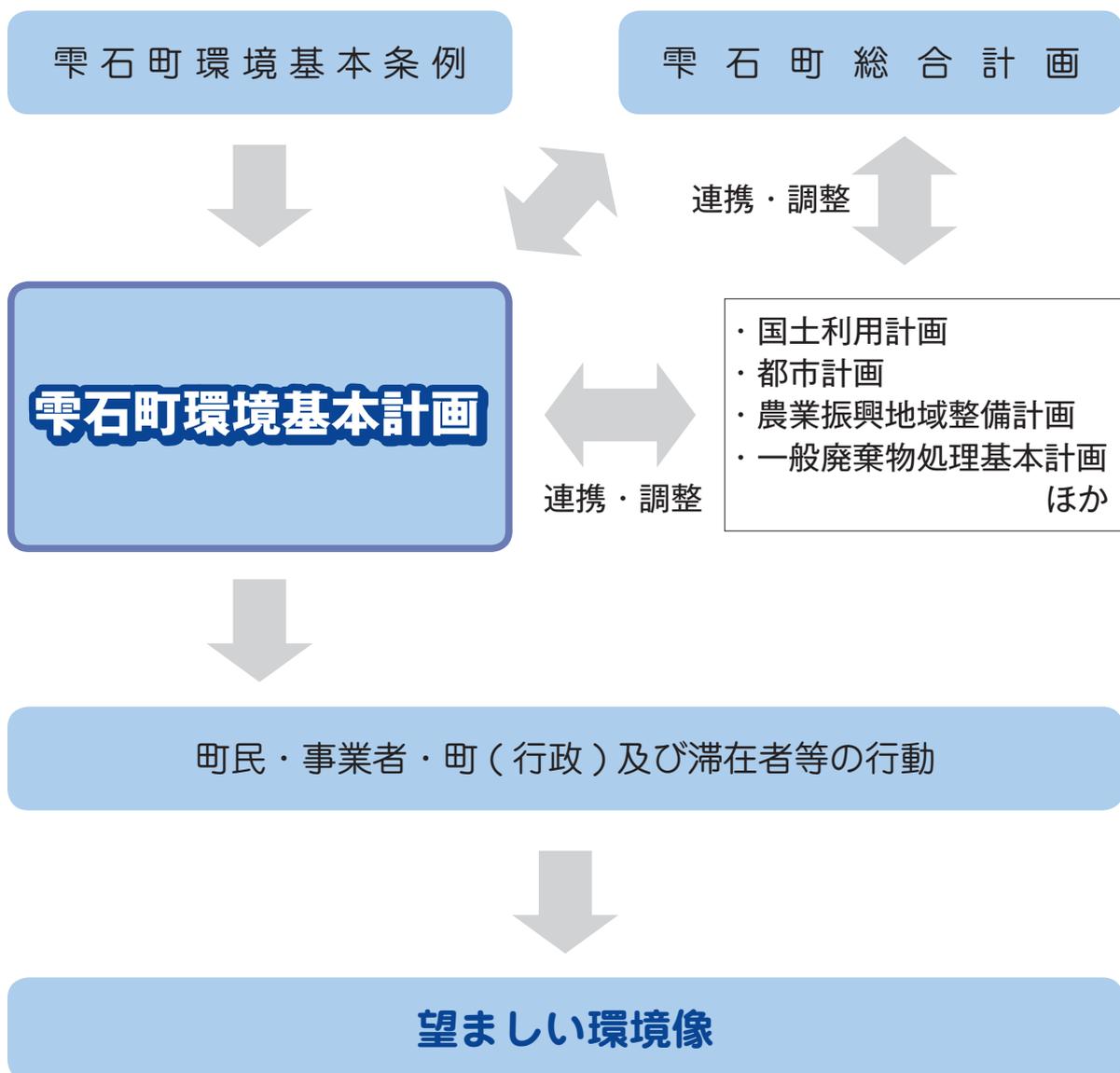
環境基本計画の基本理念

1. 良好な環境の確保と、将来への継承
2. 持続的発展が可能な循環型社会の構築
3. すべての者の適切な役割分担のもと、良好な環境の保全と創造
4. あらゆる活動における地球環境保全への貢献

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「雫石町環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定める計画です。また、「雫石町総合計画」の環境分野を推進する計画であり、町の環境の保全と創造を図る上で最も基本的な計画としての役割と性格を持ちます。

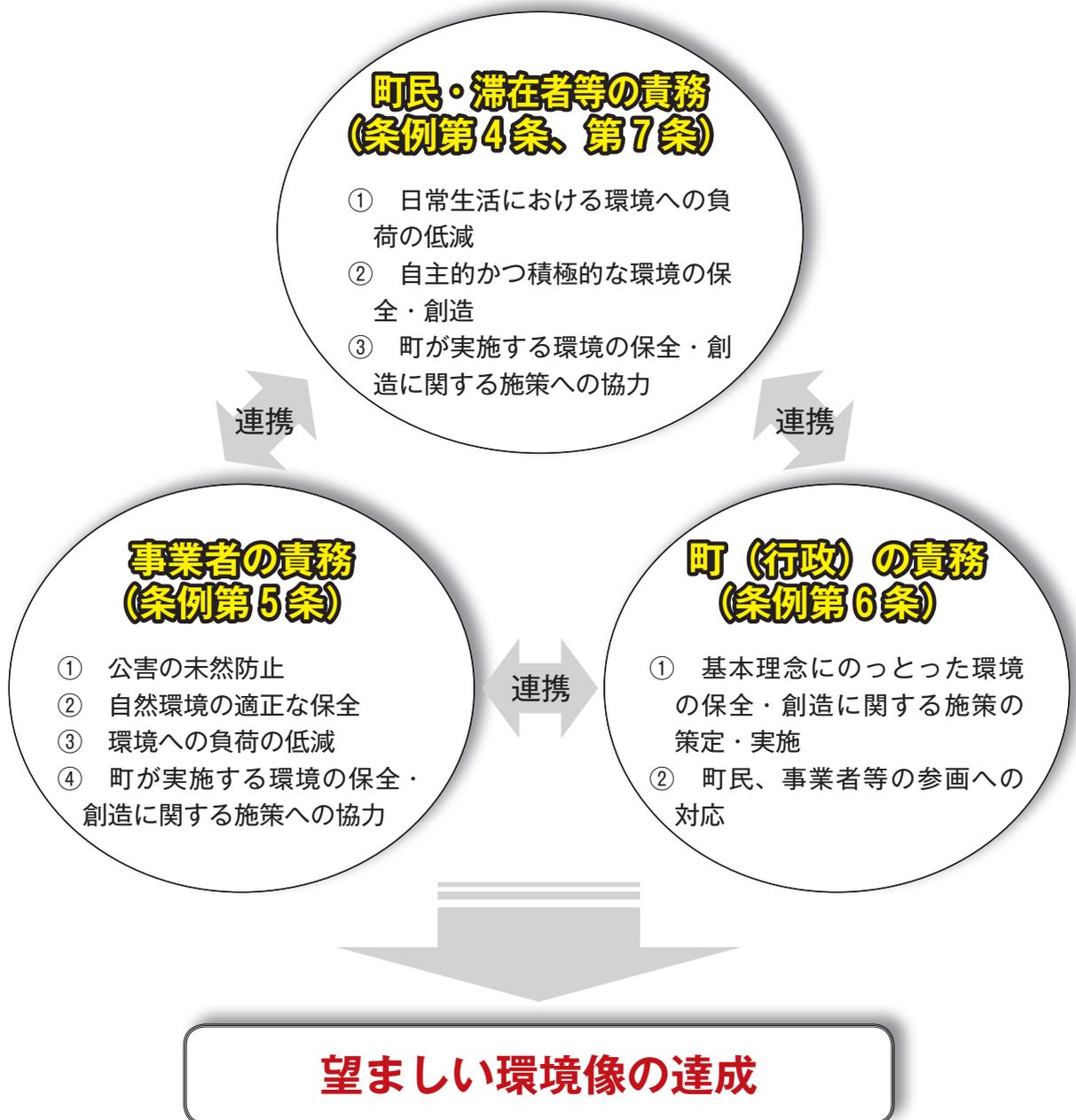
また、すべての個別計画・行政施策は、環境基本計画の趣旨を尊重し、環境への配慮を必要とします。



第4節

計画の主体と役割

雫石町環境基本条例、第4条、第5条、第6条及び第7条において、町民、事業者、町（行政）及び滞在者等の環境保全に対する責任について明らかにしています。これを受けて本計画では環境を守り育てるという環境基本計画の実効性を高めるため、それぞれが環境に対する地域づくりの主体として、目標達成のために取り組みを進めることとします。



第5節 計画の範囲

1. 計画の範囲

本計画の対象地域は、雫石町全域とします。

ただし、町が単独で行えない場合や連携することによって効果が得られる場合は、近隣の市町村や県、国と協力し、取り組みを進めるものとします。

2. 環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、雫石町環境基本条例の施策の基本方針（第8条）に基づき、次のとおりとします。

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| 1. 生活環境 | 大気、水質、騒音・振動、悪臭、土壌、地盤沈下、その他公害、化学物質 |
| 2. 自然環境 | 森林、農地、緑地、水辺、動物、植物、地形、地質 |
| 3. 快適環境 | 歴史・文化、景観、人と自然とのふれあい活動、環境美化、都市環境 |
| 4. 循環型社会 | 廃棄物、資源、エネルギー、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨 |
| 5. 環境保全への取り組み | 環境保全活動、環境教育、環境情報 |

第6節 計画の期間

本計画は、平成22年度から平成32年度までの11年間を計画期間とします。

ただし、計画の実効性を高めるため、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 望ましい環境像

第1節 望ましい環境像

*地球温暖化、*オゾン層の破壊、資源の枯渇といった地球規模の問題から、身近な水環境や大気汚染、騒音・振動、さらには安全性・快適性といった私たちの日々の生活にかかわる問題までを包括的に環境問題として捉え、環境基本計画における施策の方向を決定するものとして、私たちが目指すべき町の“望ましい環境像”を次のように定めます。

《望ましい環境像》

環境を守り育てるまち

すべての町民は、人と自然とがいかに共生できるかを真剣に考え、先人たちが育んできた貴重な環境を後世に引き継いでいく責任があります。

このため、自然との良い関係を保てるよう、共に環境を守る活動を通じて、安全な環境の中で自然と共に暮らせるまちを育み、未来を担う人々に伝えるようなまちづくりをめざします。

第2節 施策の基本目標

本町の望ましい環境像「環境を守り育てるまち」を目指すための方針として、5つの基本目標を掲げ、施策を展開していきます。

基本目標 1

健康で安全に暮らせるまちをめざして（生活環境の保全）

健康に暮らせる良好な生活環境の保全と、潤いと安らぎのある豊かなまちづくりを目指します。

基本目標 2

豊かな自然と共に生きるまちをめざして（自然環境の保全）

森林や農地などの豊かな自然環境を適切に保全し、自然とふれあえる場の保全に努めます。

基本目標 3

うるおいのあるまちをめざして（快適環境の保全と創造）

自然と歴史や文化を尊重した潤いのある美しい景観を維持し、まちの発展と調和した快適環境のまちづくりを目指します。

基本目標 4

環境負荷の少ないまちをめざして（循環型社会の構築）

ごみの減量や資源のリサイクルに努め、環境にやさしい循環型のまちづくりを目指します。

基本目標 5

環境への意識の高いまちをめざして（環境保全への取り組み）

身近な生活環境から地球環境まで、広い分野にわたる環境問題について、地域や家庭などで身近にできることから取り組んでいきます。

第3節 施策の体系

めざす環境像の実現に向けた、環境の保全及び創造に関する施策の体系は以下のとおりです。



環境像

環境を守り育てるまち

基本目標

3. うるおいのあるまちをめざして（快適環境の保全と創造）

歴史・文化、景観、人と自然とのふれあい活動、環境美化、都市環境

4. 環境負荷の少ないまちをめざして（循環型社会の構築）

廃棄物、資源、エネルギー、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨

基本施策

3-1. まちの景観の創造を進める

3-2. 歴史・文化を伝える

3-3. 人がやすらげるまちづくりを進める

4-1. ごみの発生を減らす

4-2. リサイクルを推進する

4-3. ごみの適正処理を推進する

4-4. 地球温暖化を防ぐ

個別施策

- (1) ふるさと景観条例に基づく雫石らしい地域景観の保全と形成
- (2) 緑や花があふれる景観づくり
- (3) ポイ捨て禁止やペット飼育マナーの向上
- (4) 美化活動への町民、事業者の参加拡大

- (1) 歴史・文化的資源、伝統の保全継承
- (2) 伝統技術等後継者の育成
- (3) 講座やイベントなど歴史・文化活動の活性化

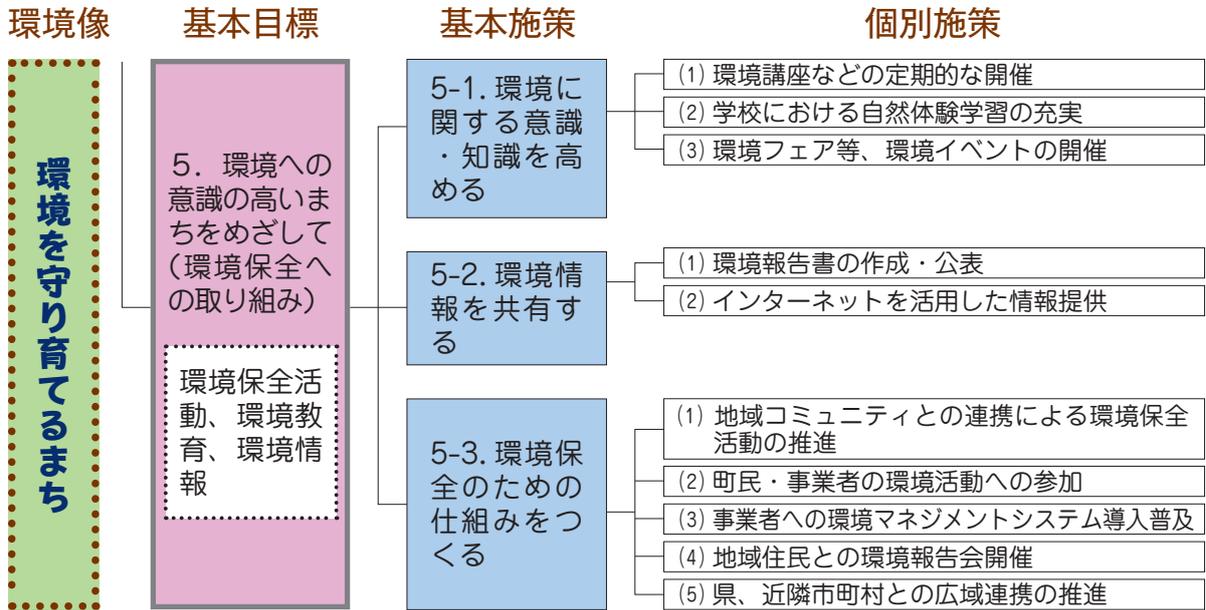
- (1) 公園の機能維持と活用促進
- (2) 自然型レクリエーション施設の管理と運用
- (3) 花と緑で人づくり・まちづくりの推進
- (4) ユニバーサルデザイン計画の推進

- (1) 町民・事業者に対する情報提供
- (2) 事業系一般廃棄物の減量化指導
- (3) 容器包装の減量
- (4) 「もったいない」意識の普及啓発
- (5) 生ごみ処理機の活用
- (6) ごみ処理有料化についての検討

- (1) ごみ分別徹底への啓発
- (2) 集団資源回収団体の育成・支援
- (3) 廃食用油回収への協力要請
- (4) 町清掃センターにおける資源回収の推進

- (1) 廃家電処理の適正化
- (2) 不法投棄の未然防止
- (3) ごみ処理広域化の検討
- (4) ごみ集積所の整備

- (1) 地球温暖化防止の普及啓発
- (2) 町民・事業者への省エネルギー活動の推進
- (3) 町の温暖化対策実行計画の推進
- (4) 新エネルギー機器の導入促進
- (5) 公共施設への新・省エネルギー機器の導入
- (6) グリーン購入の徹底と普及啓発



雫石十景／小岩井農場からの岩手山

第3章 環境の現状と課題

第1節 雫石町を取り巻く環境

1. 雫石町の概要

(1) 自然条件等

本町は、岩手県の県都盛岡市の西方約 16 km に位置し、東は盛岡市、滝沢村、北は八幡平市、南は矢巾町、紫波町、花巻市、西和賀町、西は仙北市（秋田県）に接する、東西 24 km、南北 40 km の広がりを持つ面積 609.01 km² の町です。

地勢は、北は岩手山、西は駒ヶ岳をはじめ 1,000 m 以上の山が連なり、これら奥羽山系の山並みに囲まれた盆地を形成し、標高 300 m 以上の面積が約 80% と大部分を占めています。町内を北西部から東に、葛根田川、雫石川、南川の 3 河川が流れ、その流域に沿って集落、農耕地が開けています。

気候は、盆地の影響により、平成 10 年から 19 年までの 10 年間の年平均気温が 9.7℃ と低く、最高気温は 35.6℃、最低気温は -20.6℃ と寒暖の差が激しい典型的な内陸性の気候で、気候区分では冷温帯に属します。年間降水量は 1,600 mm 程度で、積雪量は平坦地の平年値で 64 cm 程度となっています。

(2) 土地の利用

本町の土地利用状況は、総面積 60,901ha のうち山林が 71.7% を占め最も多く、次に農用地（田・畑）10.1%、原野 1.4%、雑種地 1.3%、宅地 1.0% となっています。

表-1 土地利用状況（平成 18 年度）

地目別	面積 (ha)	割合 (%)
総数	60,901	100.0
田	4,185	6.9
畑	1,940	3.2
宅地	637	1.0
山林	43,688	71.7
原野	835	1.4
雑種地	786	1.3
その他	8,830	14.5

（雫石町税務出納課調べ）

2. 社会環境の現状

(1) 人口

本町の人口は、昭和 30 年以降 1 万 9 千人前後で推移しています。世帯数は、全国的な

核家族化の流れの中で、年々増加の傾向を示しており、一世帯あたりの人員は、昭和30年の5.95人から3.42人まで減少しています。

また、全国的にも深刻化する高齢化の問題は、当町でも例外ではなく、平成17年度の65歳以上の高齢者人口は、町の総人口の25.8%を占め、全国水準20.1%を上回っています。

表-2 人口・世帯数の推移

年 度	人 口 (人)	世 帯 数 (世 帯)	1 世 帯 あ た り 人 員 (人)	高 齢 者 人 口 の 割 合 (%)
昭和 30 年	19,820	3,332	5.95	
40 年	18,945	3,884	4.88	
50 年	18,293	4,253	4.30	9.7
60 年	19,127	4,795	3.99	12.7
平成 2 年	19,013	4,938	3.85	15.3
7 年	19,373	5,307	3.65	18.4
12 年	19,750	5,612	3.52	22.3
17 年	19,055	5,574	3.42	25.8

(平成17年国勢調査)

(2) 産業別就業人口

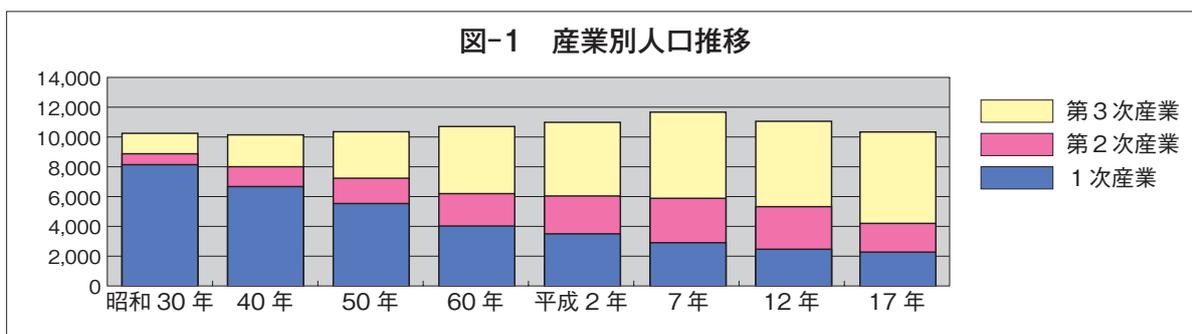
本町の就業者数は、平成17年度国勢調査で10,419人となっており、平成12年度から減少傾向を示しています。産業3区分の構成比は、昭和30年以降第1次産業が減少しているのに対し第3次産業が増加し、昭和50年から60年の間に逆転しています。平成になってからも第1次産業の減少傾向は続いています。

表-3 産業別人口推移

(単位：人)

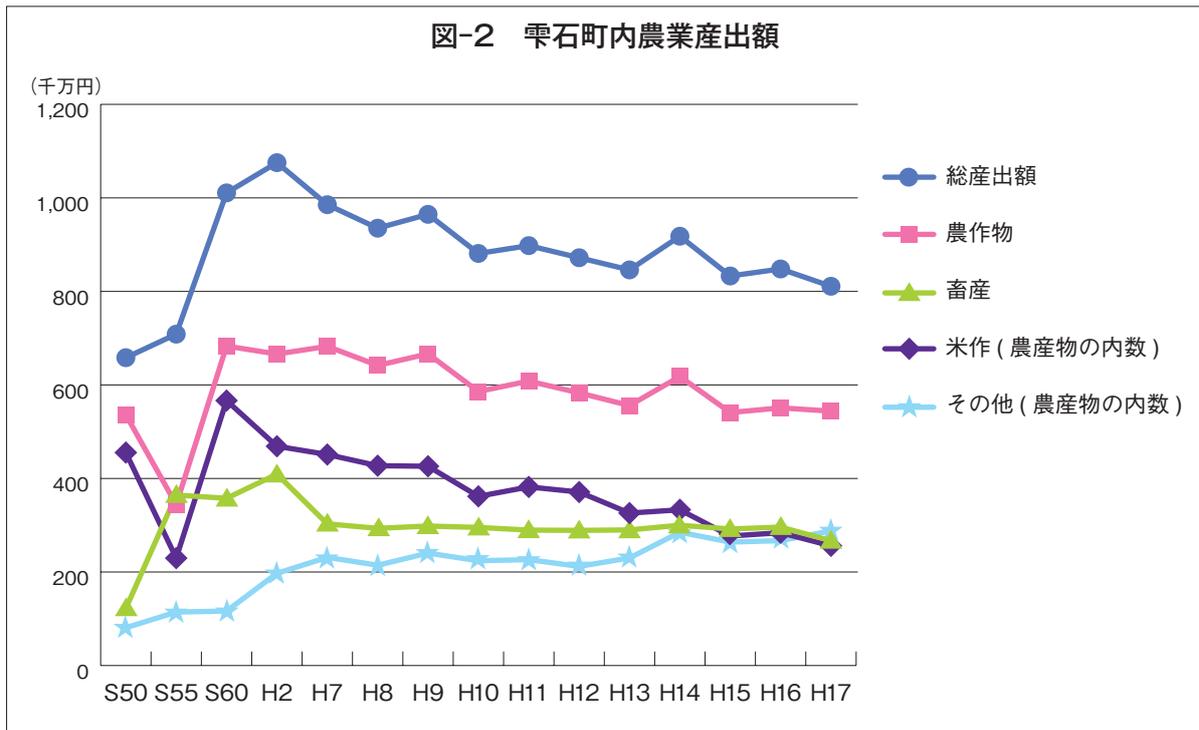
年 度	第 1 次 産 業	第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	総 計
昭和 30 年	8,106	777	1,438	10,321
40 年	6,581	1,386	2,208	10,182
50 年	5,489	1,791	3,146	10,437
60 年	3,876	2,450	4,340	10,667
平成 2 年	3,335	2,696	4,916	10,950
7 年	2,949	2,805	5,685	10,989
12 年	2,303	2,761	5,891	10,956
17 年	2,182	2,084	6,182	10,419

(平成17年国勢調査)



(3) 農業

昭和 60 年頃までは、農業産出額の大部分を米作が占めていましたが、平成 2 年頃からは、米作が減少傾向に移り畑作の割合が増えてきました。畜産産出額は昭和 55 年以降、安定した推移を示しています。



(平成 17 年生産農業所得統計)

(4) 林業

平成 17 年における現況森林面積をみると、総面積の 80.9%、49,250ha が森林面積となっています。このうち国有林が 31,846ha と 64.7% を占めています。

林家数は、平成 2 年から 12 年の 10 年間で約 500 戸減少しています。

表-4 現況森林面積

(単位：ha)

年次	国有林	民有林	民有林					合計
			県有林	町有林	財産区林	緑資源機構	私有林	
昭和 55 年	30,185	16,975	186	1,005	1,685	129	13,970	47,160
平成 2 年	29,895	16,310	355	1,112	1,779	1,739	11,325	46,205
平成 12 年	29,611	16,381	708	1,063	1,534	1,788	11,288	45,992
平成 17 年	31,846	17,404	776	1,188	1,528	1,492	12,420	49,250

(平成 17 年世界農林業センサス)

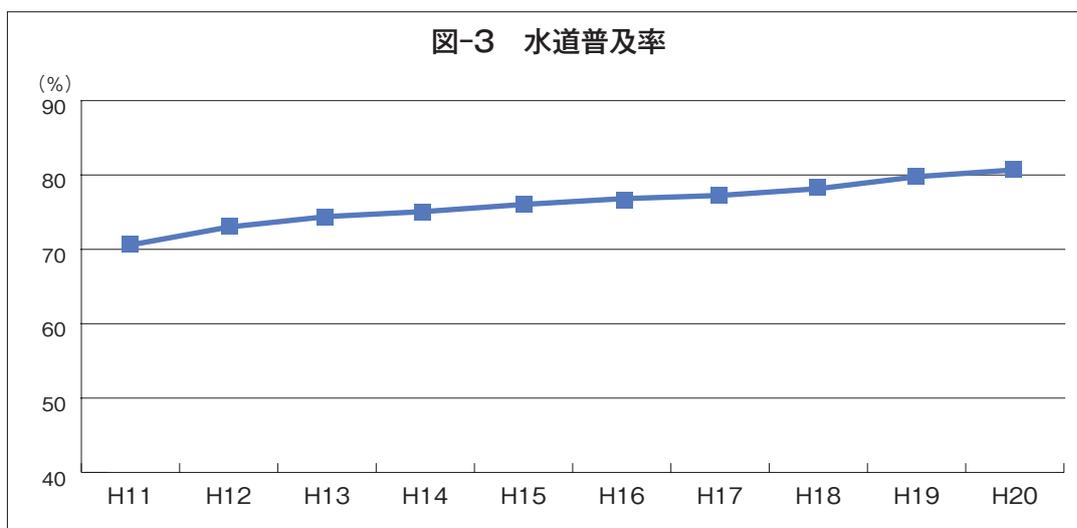
表-5 総林家数

年度	昭和 55 年	平成 2 年	平成 12 年
戸数	1,182	1,261	767

(平成 12 年世界農林業センサス)

(5) 水道 (水道普及率の変化)

水道普及率は平成 20 年度で 80.69% と年々向上しています。



(雫石町上下水道課調べ)

(6) 公共交通

町内公共交通については、路線バス事業者の撤退により平成 16 年度から生活交通システムとして「あねっこバス」(デマンドタクシー) が導入され、システムの見直しを行いながら、患者輸送バスとともに公共輸送サービスを提供しています。

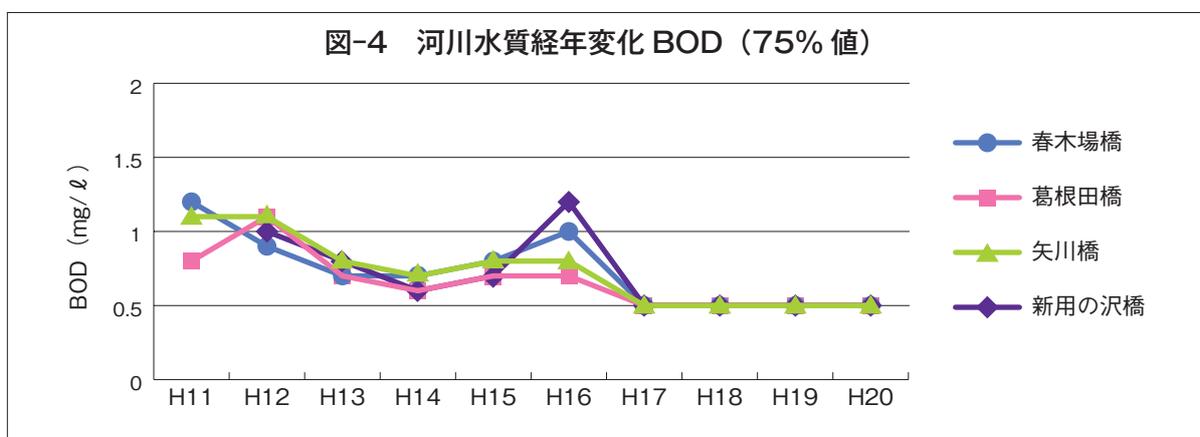
しかしながら、町内人口の高齢化が進む中、町民のニーズを踏まえた生活交通の確保は十分とはいえない状況にあり、平成 20 年雫石町環境基本計画基礎調査(以下「町民アンケート基礎調査」という。)においても、居住地周辺の環境の現状として「公共交通の利用しやすさ」は、最も満足度が低い結果となっています。

第2節 生活環境の保全

1. きれいな水を守る

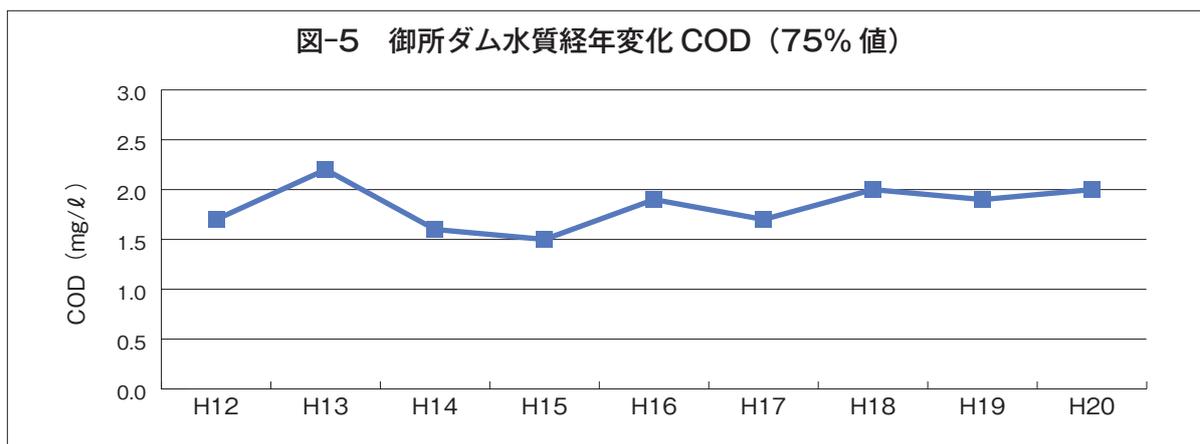
現状

- 雫石川、葛根田川、鶯宿川、南川の水質環境基準達成状況を見ると平成8年以降、いずれも* BODの環境基準A類型 (2 mg/ℓ) を達成しています。



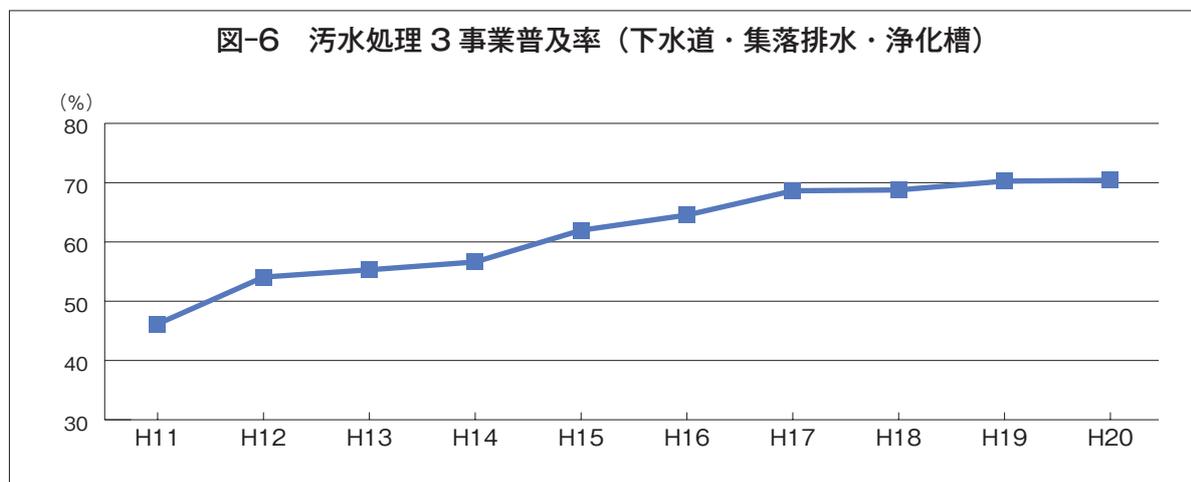
(岩手県公共用水域水質測定結果)

また、御所ダムの水質についても、平成12年の環境基準あてはめ以降、* CODの環境基準A類型 (3 mg/ℓ) を達成しています。



(岩手県公共用水域水質測定結果)

- 汚水処理事業（下水道・集落排水・浄化槽）については、平成 20 年度末現在、処理区域人口 13,494 人、処理区域面積 615ha であり、普及率は 72.0% となっています。



（雫石町上下水道課調べ）

- 町民アンケート基礎調査結果の「水のきれいさ」については、町民（19 歳以上）では、満足とする人が 60% を超え、中・高校生では 50% を上回っています。
しかし、環境の変化についての設問では、悪くなったとの回答は、町民（19 歳以上）では 40%、中・高校生では 20% となっています。

（巻末の町民アンケート基礎調査結果の表-1, 2 を参照願います。）

課題

- 「水のきれいさ」についての満足度を上げるためには、下水道整備や接続率の向上、合併浄化槽の設置促進など家庭や事業場からの汚濁負荷の削減が必要です。
- 国・県が実施している河川等の水質測定結果を町民に周知することにより、水質保全の意識の向上を図ることが必要です。
- 川の生物を調べて水質を評価する*水生生物調査の参加校が 1 校のみであるため、参加校を増やす取り組みが必要です。

2. 良好な生活環境を守る

現状

- 本町においては、これまで大気汚染物質等による健康被害や公害問題は発生していません。しかしながら、家庭ごみなどの*野外焼却が依然として散見され、大気に関する苦情も年に数件寄せられています。また、県内でも呼吸器系に影響を及ぼす*光化学オキシダント濃度が高くなる傾向にあります。
- 町民アンケート基礎調査結果の「空気のきれいさ」については、町民（19歳以上）では満足とする人が85%を超え、中・高校生では80%となっています。
一方、環境の変化についての設問では、町民（19歳以上）では悪くなったとの回答が多く、中・高校生では良くなったが多くなっています。
(巻末の町民アンケート基礎調査結果の表-3,4を参照願います。)
- 騒音・振動については、本町では、騒音・振動規制法に基づき、地域の実態に応じた騒音・振動規制地域が指定されています。
- 悪臭については、本町では、悪臭防止法に基づく規制地域の指定はありません。
これまでに、畜産関連及び野外焼却に関する苦情が寄せられている程度で比較的良好な状態が維持されています。
- 土壌汚染・地盤沈下については、これまで、当町において対応事例はありません。

表-6 公害関係等苦情処理状況

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
大気	2	－	2	5	2	
水質	1	6	2	3	7	
騒音	2	－	－	1	3	
振動	－	－	－	－	－	
悪臭	2	－	2	5	7	
土壌汚染	－	－	－	1	1	
地盤沈下	－	－	－	－	－	
その他	野外焼却	2	－	2	5	1
	廃棄物	－	1	1	10	11
	その他	3	1	－	1	1
計	12	8	9	31	33	

(雫石町環境対策課調べ)

【注】 野外焼却の件数は、大気、悪臭に重複カウントしています。

- 町民アンケート基礎調査結果の「まちの静けさ」については、町民（19歳以上）では満足とする人が75%を超え、中・高校生では65%となっています。

一方、環境の変化についての設問では、変わらないという回答が60%以上で最も高い結果でしたが、町民（19歳以上）では悪くなったとの回答が、中・高校生では良くなったとの回答の比率が多くなっています。

（巻末の町民アンケート基礎調査結果の表-5,6を参照願います。）

課題

- 空気のきれいさに対する満足度は、85%を超えていますが、苦情件数の多い野外焼却等による大気汚染や悪臭の対策が必要です。
- 光化学オキシダント注意報が発令された場合、町民への周知が必要です。
- まちの静けさについては、76%の方が満足していますが、近隣騒音等の苦情が寄せられていることから、対策が必要です。
- 事業活動に起因する公害を未然に防止し、地域の生活環境を保全するため、公害防止協定の締結を推進する必要があります。
- 水質、大気、騒音等は規制基準・環境基準が定められており、そのうち町が所管する騒音・振動などの監視・測定を実施する必要があります。



栗石十景／残雪の駒ヶ岳

3. 安全な環境を守る

現状

- 岩手県が実施する公共用水域の*ダイオキシン類の調査結果（H16～H19）では、町内の6河川（葛根田川、南川、矢櫃川、上黒沢、取染川、上野沢）における測定値は、河川水で0.017～0.25pg-TEQ/L（環境基準：1pg-TEQ/L）、底質で0.11～1.0pg-TEQ/g（環境基準：150pg-TEQ/g）と全ての地点で環境基準を下回っています。
- 同じく、岩手県が実施する公共用水域水質測定結果（健康項目）及び国土交通省北上川ダム統合管理事務所の実施するダム貯水池の調査結果（H16～H19）では、町内の葛根田橋、矢川橋及び御所湖ダムサイト地点で、2回～8回/年実施した健康項目に指定された化学物質10項目及び農薬4項目について環境基準を超える測定値は検出されていません。
【化学物質】 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン
【農薬】 1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ

課題

- ダイオキシン類については、今後とも環境基準を下回る環境の維持が求められます。
- 工場・事業場における*VOC（揮発性有機化合物）の使用削減や、環境保全型農業をめざした農薬の適正使用が求められます。
- *PRTR法に基づく化学物質の移動・排出状況の把握と、環境報告会の導入などにより、町民に広く情報提供をしていく必要があります。
- いわゆる環境ホルモンなど、環境影響が明らかになっていない化学物質の情報収集に努める必要があります。

第3節

自然環境の保全

1. 多様な野生生物を守る

現状

- 県指定の天然記念物である白沼のモリアオガエル繁殖地や日本でも一部にしか生息していない町指定の天然記念物であるチョウセンアカシジミの生息地があり、生息環境の保全に努めています。
- この他、本町には非常に多くの生物が生息しているものと考えられますが、希少種の生息情報が時々寄せられるほか、町内の全域を網羅した野生動植物の生息状況は十分には明らかになっていません。

課題

- 町内の野生生物の生息情報を充実させるため、今後、町内の生息情報の集積を図っていく必要があります。
- 生息情報を地図上にプロットしたグリーンマップの作成と生息域の保全活動の推進が望まれます。
- これまで生息が把握されている希少種については、生息環境の保全に努める必要があります。
- 開発事業の計画にあたっては、野生動植物生息情報の提供とこれに基づいた野生生物保護のための環境配慮が必要です。

2. 森林・里山を守る

現状

- 全国的に森林経営を取り巻く環境は就労者の高齢化や後継者不足、木材価格の低迷などにより厳しい状況にあります。その結果、経営意欲が低下し、間伐等の手入れが行き届かなくなり、素材生産を控える傾向もみられ、森林の荒廃が懸念されています。
- 本町においても、これを示すように町内の林家数が昭和55年の1,182戸から平成12年には767戸と大きく減少しています。
- しかしながら、近年、国産材の利用法が開発されるなど地域材の活用が見直されており、加えて、地球温暖化防止に向けた二酸化炭素削減対策と相まって、森林による二酸化炭素吸収が注目されています。
- また、多様な動植物を育ててきた*里山も荒廃が進んでいます。

課題

- 森林は、水源涵養、国土保全、生態系の維持あるいは保健休養林など多様な機能を有していることから、今後も計画的な森林整備が求められます。
- 地球温暖化防止の観点からも、自然環境に配慮した持続可能な森林経営が求められています。
- 里山の機能や役割について情報提供するなど、町民の里山に対する関心、意識を高める必要があります。
- 森林や里山を整備するため、間伐材の有効利用を促進する必要があります。
- 森林を有効に活用するため、落ち葉での腐葉土作りや山菜やきのこなど林産物栽培に向けた環境整備を進める必要があります。

3. 水辺を守る

現状

- 本町は、奥羽山系からの3河川、葛根田川、竜川、南川が町内を貫流し、御所湖で合流しており、この清流を活用し、竜川河川公園、葛根田川水辺公園などが整備され県から管理委託されています。この他、御所湖広域公園として、雫石川園地の桜並木やファミリーランド、乗り物広場、親水公園などが整備、活用されています。
- 町民アンケート基礎調査結果では、「水辺の親しみやすさ」について約50%が満足、約20%が不満と回答しています。
また、「水辺の親しみやすさ」に関する環境の変化については、良くなった12.8%に対して、悪くなった31.1%という結果でした。
- 近年、河川や御所湖内のごみ散乱を指摘する意見が寄せられています。

課題

- 河川改修時には、親水性と自然景観を生かした河川整備を実施・要請していく必要があります。
- 水質保全意識を高めるとともに、河川清掃・御所湖清掃活動を推進していく必要があります。
- 今後も河川公園の適正な維持管理と親水空間として活用を促進していく必要があります。
- 今後も親水公園の整備を推進していく必要があります。
- 河川やダム湖周辺のごみの散乱を防止するとともに、パトロールや清掃活動を継続する必要があります。

4. 農地を守る

現状

- 本町の農地面積は、田畑を合わせて6,125haと総面積の約10%であり、稲作を中心とした雫石らしい田園風景を形成しております。
- 近年、農業経営を取り巻く環境も就労者の高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷など厳しい状況にあり、本町でも専業農家が減少し、耕作放棄地の増加が見受けられます。
- 昭和60年頃までは、農産出荷額の大部分を米作が占めていましたが、平成になってからは畑作の割合が増え、作付内容も野菜、花卉栽培まで広がっています。
- 農地は、農作物の栽培だけでなく、水田や水路などの生物の生息環境や地下水の涵養などいろいろな機能を備えています。そのため、農地の減少や荒廃は、周辺の生物の生息環境の悪化をまねくものといえます。
- 化学肥料や農薬の使用は土壤に様々な影響を与えていると考えられます。
- *フードマイレージ等の観点から、地産地消が求められています。

課題

- 農地は、食糧生産基盤であるとともに、生態系の維持や景観の保全には欠くことのできない要素であることから、農地の保全、経営の集約化、販売ルートの整備など農業基盤の充実を図る必要があります。
- ボランティア活動、高齢者の生きがいづくり、学校教育などにおいて休耕地の有効活用を検討する必要があります。
- 有機農法・減農薬農業を促進し、付加価値の高い農産物の育成を検討するなど、営農意欲の向上を図り、耕作地の放棄や農地の荒廃を防ぐ必要があります。
- 農薬・肥料の適正利用や農業廃棄物の適正処理により環境影響を少なくしていく必要があります。
- 過剰施肥などによる硝酸性窒素による地下水汚染を防ぐ必要があります。
- 学校や町民参加の農業体験を通じて、地産地消の意識高揚を図り、フードマイレージの観点からも地場産品の地元消費を増やす必要があります。
- 地場産品の学校給食への利用など地産地消を拡大するとともに、「道の駅」などを活用して地場産品のアピールを行う必要があります。

第4節 快適環境の保全と創造

1. まちの景観の創造を進める

現状

- 本町は、北は岩手山、西は駒ヶ岳をはじめ1,000 m以上の山が連なり、これら奥羽山系の山並みに囲まれた盆地を形成し、町内を北西部から東に、葛根田川、雫石川、南川の3河川が貫流して御所湖に流入しており、これらの山々と河川・湖と田園風景が基本的な景観資源となっています。
- 町北西部の岩手山、駒ヶ岳等が十和田・八幡平国立公園に包摂されている他、岩手山麓の網張観光施設団地（180ha）が植生の保護、緑地の造成を目的に環境保全緑地地域に指定されています。
- また、町の国道46号バイパス以北（南側30 m含む）が「岩手の景観の保全と創造に関する条例」に基づき、岩手山麓・八幡平周辺景観形成重点地域の指定がなされています。
- 雫石の中でも特に美しいといわれている「*雫石十景」が認定されています。
- 町では、平成17年3月「雫石町ふるさと景観条例」を制定しています。
- 町民アンケート基礎調査結果の「景色やまち並みの景観」については、町民（19歳以上）では“満足・やや満足”とする人が50%を超え、中・高校生では55%となっています。一方、「まちの清潔さやきれいさ」については、町民、中・高校生とも“満足・やや満足”が50%を下回っています。

（巻末の町民アンケート基礎調査結果の表-7を参照願います。）

課題

- 雫石町ふるさと景観条例に基づき、本町らしい個性的な魅力ある地域景観を守り、育て、次世代に引き継いでいく必要があります。
- 国道46号バイパスのフラワーロードや菜の花畑など、町内に緑や花があふれ、うるおいのある景観づくりを行うことが重要です。
- 町民に対する意識啓発を通じて、ポイ捨ての禁止やペット飼育マナーの向上を図り、清潔な町づくりを推進する必要があります。
- 事業者や町民の協力のもとに、町内の美化活動への参加者の拡大を図り、木蔭づくりや花壇の設置など、うるおいややすらぎのある快適な空間を形成する必要があります。

2. 歴史・文化を伝える

現状

- 雫石町内の指定文化財は、平成 21 年 4 月 1 日現在で合計 32 件あります。
- 国指定の文化財は、名勝としてイーハトーブの風景地（七ツ森・狼森）、天然記念物として葛根田の大岩屋、登録有形文化財として小岩井農場本部事務所など9件の計11件です。
- 県指定の文化財は、史跡として雫石街道の一里塚（生森・高前田一里塚）、天然記念物として白沼のモリアオガエル繁殖地の計2件があります。
- 町指定の文化財は、有形文化財（工芸品）が3件、神楽や田植踊などの無形民俗文化財が9件、天然記念物が動物のチョウセンアカシジミ、植物の雫石神社の杉など5件の計6件、その他選定保存技術の雫石亀甲織の計19件があります。
- また、町内には河岸段丘の高台を中心に、現在まで210箇所の遺跡が確認されています。多くは縄文期以降のものですが、板橋Ⅲ遺跡発掘調査では旧石器時代（約32,000年前）の石器が出土し、雫石町歴史民俗資料館に保存・展示されています。
- 町内の史跡としては、滴石城跡、一里塚のほか、橋場関所跡や盛岡領藩境碑などが残されています。
- 雫石よしゃれをはじめ、神楽、田植踊、念仏剣舞など、日々の暮らしや信仰・冠婚葬祭などから生まれた多くの魅力ある民俗芸能が伝承されています。

「大切にしたい雫石の歴史・文化」

1	*よしゃれ祭	4	*三社座神社	8	*いわて雪まつり
2	*雫石神社	6	小岩井農場	10	*亀甲織
3	*山祇神社	7	滴石城跡	11	玄武洞（葛根田の大岩屋）
4	*雫石裸参り	8	岩手山神社	11	弘法桜

（町民アンケート基礎調査）

課題

- 歴史的・文化的資源の保全と活用を図る必要があります。
- 江戸時代の重要路線であった雫石街道（秋田往来）の保存整備と観光ルートとしての活用を検討する必要があります。
- 祭りや郷土伝統芸能など地域の文化・伝統の保全継承に努める必要があります。
- 伝統技術を伝承していくため、後継者の育成に努める必要があります。
- 歴史講座や伝統芸能等のイベント開催など、町民の歴史文化に対する意識の高揚を図る必要があります。

3. 人がやすらげるまちづくりを進める

現状

- アルペン記念公園をはじめ町民一人あたりの公園面積が、平成20年度で46.2㎡と整備が進んでいます。
- 約180haと広大な七ツ森町有林に、町民の憩いの場として活用できるよう休憩施設や遊歩道を造り、憩える森林空間として七ツ森森林公園が整備されています。
- 岩手山麓網張には、冬はスキー、夏は登山起点の休暇村岩手網張温泉があり、隣接する網張ビジターセンターは岩手山の魅力と自然情報の発信、自然ふれあい活動の拠点施設として利用されています。
- 御所湖畔に広がる御所湖広域公園は、ファミリーランドや乗りもの広場、塩ヶ森水辺園地をはじめ、桜の名所となった雫石川園地のほか、尾入野湿生植物園や*ビオトープなどもあり、大人から子供まで楽しめる公園となっています。
- 平成21年2月、「雫石町花と緑のまちづくり基本構想」が策定されました。
- 平成20年3月、すべての人に快適なまちづくりを目指し、「雫石町*ユニバーサルデザイン計画」を策定しました。
- 町内で人が多く集まる公共施設27箇所、民間施設15箇所において、多機能トイレやスロープの設置、車イス専用駐車場の確保など、ユニバーサルデザインに配慮した取り組みがなされています。

「大切にしたい雫石の自然」

1	岩手山	5	葛根田川	8	一本桜
2	小岩井農場	5	七ツ森	10	竜川
3	御所湖	5	雫石川	10	網張周辺
4	玄武から滝の上	8	雫石川の桜並木	12	千沼ヶ原

(町民アンケート基礎調査)

課題

- 公園は地域の憩いと交流の場となるほか、災害時の緊急避難場所等としての機能を併せ持つことから、いつでも快適で安全に利用できるような適切な機能維持を図っていく必要があります。
- 自然とのふれあい活動の場については、その活用が図られるよう施設整備と自然型レクリエーションの振興を進める必要があります。
- 「雫石町花と緑のまちづくり基本構想」～花と緑でひとづくり・まちづくり～の推進が望まれます。
- すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めるため、雫石町ユニバーサルデザイン計画を推進していく必要があります。

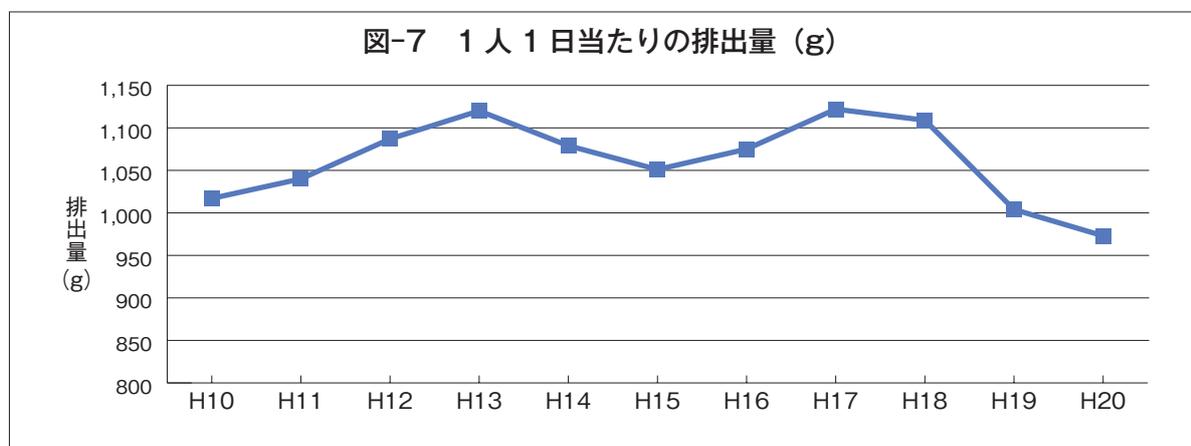
第5節

循環型社会の構築

1. ごみの発生を減らす

現状

- 平成13年度まで増加を続けてきた一般廃棄物収集量（1人1日当たりの排出量）が、14、15年度と減少に転換し、その後、16、17年度と若干の増加を示しましたが、18年度以降は大きく減少しました。



(雫石町環境対策課調べ)

- 町民アンケート基礎調査結果の「環境保全につながるとりくみ」において、町民（19歳以上）の回答では、「買い物袋の持参」で時々実施しているも含めて54%ですが、他の2項目では80%以上の実施率となっています。

中・高校生の回答では、「再生品・詰め替え品の利用」で時々実施しているも含めて50%を超えています。他の2項目では30%台にとどまっています。

(巻末の町民アンケート基礎調査結果の表-8を参照願います。)

- 一般廃棄物の組成調査結果によれば、生ごみが約40%を占めており、この減量対策として平成13年から生ごみ処理容器等の購入に対する補助を実施しています。平成20年度までの実績は、*コンポスト容器1,088台、電動処理機89台です。
- ごみ排出量に占める事業系ごみの割合が約33.5%となっています。

課題

- 町民、事業者に対しごみの減量化・再生利用、さらにはごみの分別に関する適切な啓発や情報提供を行う必要があります。

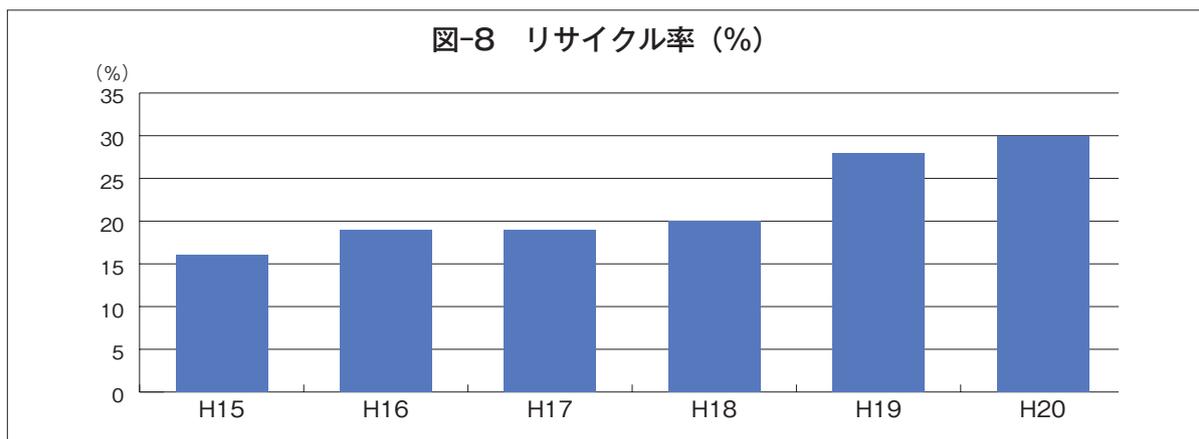
- 多量の一般廃棄物を排出する事業者に対して、減量化の指導を徹底する必要があります。
- マイバッグの普及については、婦人団体などが積極的に取り組んでいますが、レジ袋の削減や過剰包装を抑制するため、地域レベルでの取り組みが必要です。
- 買い過ぎや作り過ぎなどにより、食品を生ごみにすることは、「もったいない」という意識啓発を行い、生ごみの排出抑制を図っていく必要があります。
- 生ごみ処理容器等の購入に対する補助制度を活用し、更なる普及を図る必要があります。
- 全国的な傾向となっている、ごみ処理有料化についても検討を進める必要があります。

2. リサイクルを推進する

現状

- *循環型社会を目指すリサイクル率は、平成 16～18 年度までは毎年 1 ポイント以下の向上でしたが、平成 19 年度から滝沢村に委託処理を開始し、*メタル及びスラグの回収が見込めるようになり、大きく向上しました。

注) リサイクル率 = [資源化量合計 / ごみ排出量] × 100



(雫石町環境対策課調べ)

- 集団資源回収登録団体数は、平成 19 年度で 28 団体となっており、奨励金を交付して資源回収を奨励しています。
- 資源物の分別収集は、現在、12 分類により実施しています。
- 町民アンケート基礎調査結果の「環境保全につながるとりくみ」において、資源ごみの分別の実施状況は、町民（19 歳以上）の回答では 90% を超えており、中・高校生の回答でも 66% となっています。

(巻末の町民アンケート基礎調査結果の表-9 を参照願います。)

- 一般家庭から排出される使用済み食用油を拠点回収し、*BDF（バイオディーゼル燃料）化を行っています。

課題

- リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）の推進によって、資源物の排出も抑制されますが、分別排出の徹底によりリサイクル率の向上を図る必要があります。
- 集団資源回収を進めるため、実施団体の育成と支援を行う必要があります。
- 一般家庭からの使用済み食用油の回収は、平成 21 年度に開始し、初年度の上半期回収量は月 100 リットルを超える協力が得られておりますが、さらに周知徹底を図るとともに広く町民に協力を求める必要があります。
- 町清掃センターにおける廃金属製品からの資源回収や給食残渣の資源循環利用など、中間処理による資源化を推進する必要があります。

3. ごみの適正処理を推進する

現状

- 雫石町清掃センターでは資源物の分別処理を、滝沢村清掃センターでは委託により普通ごみ及び中型ごみの処理を行っています。
- ごみと資源の分け方・出し方カレンダーや町広報誌により、適正な分別方法の周知を図っています。
- 家電*リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）など各リサイクル法の周知徹底を図っています。
- 国道、県道沿いの空き缶等のポイ捨てや町道、林道などへのタイヤ、電化製品等の不法投棄が後を絶たない状況にあります。
- 中長期的な視点に立ったごみ処理を推進するため、一般廃棄物処理基本計画を策定しています。

課題

- 家庭系ごみの適正な分別と家電リサイクル法対象機器の適正な引き渡しを徹底する必要があります。
- 不法投棄に対しては、町の監視員によるパトロールも、廃棄後の事後処理に終始している状況で、今後は、関係機関との連携など新たな対策を検討するとともに、不法投棄の未然防止に向けてモラルとマナーの向上が必要です。
- 岩手県ごみ処理広域化計画に基づき、県央ブロックごみ処理広域化推進協議会で中間処理施設集約の検討が進められており、関係市町村と連携を密にして対応していく必要があります。
- カラスなどによるごみの散乱を防止するため、ごみ集積所の整備を進める必要があります。

4. 地球温暖化を防ぐ

現状

- 人間の日常生活や事業活動に伴い排出される二酸化炭素の増大により、地球規模の温暖化が進行しており、その原因が私たちの日常生活と密接につながっています。
- 町民アンケート基礎調査結果の「強く意識している地球環境問題は何ですか」に対する回答では、地球温暖化を挙げる人が約40%と最も多くなっています。

(巻末の町民アンケート基礎調査結果の表-10を参照願います。)

- 町役場においても、自らの事務・事業により排出される二酸化炭素を率先して削減し、地球環境の保全に寄与するため、平成13年3月「雫石町地球温暖化対策実行計画」の第1期実行計画を策定し、平成11年度を基準年として17年度までに排出量の4%以上の削減を、また、平成18年度からは第2期実行計画を策定し、平成22年度までに排出量の6%以上の削減を目標として取り組んでおり、その実施状況を公表しています。

第1期実行計画の二酸化炭素排出量の推移

単位：t-CO₂

年度	平成11	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	目標値
排出量	7,292.9	7,822.1	7,661.9	6,965.4	7,664.4	7,332.0	7,001.2
基準年度からの増減	(基準年度)	7.26%	5.06%	-4.49%	5.10%	0.54%	-4.00%

第2期実行計画の二酸化炭素排出量の推移

単位：t-CO₂

年度	平成11	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	目標値
排出量	5,348.7	5,075.2	4,672.3	4,470.2	4,539.8		5,027.8
基準年度からの増減	(基準年度)	-5.11%	-17.66%	-16.43%	-15.12%		-6.00%

注) 第2期計画の排出量は、指定管理者制度となった施設を除外して算出した。

(雫石町環境対策課調べ)

- 第2期実行計画の平成19年度二酸化炭素排出量の削減率が、目標値を大幅に超えた要因は、平成19年4月1日から清掃センターのごみ焼却部門を他の自治体へ委託したことにより、焼却に係る電気使用量及び補助燃料使用量が大幅に減少したことによるものです。
なお、第2期実行計画は、平成22年度までの計画であり、今後の排出量の推移を見守るとともに、見直しの際には、国の動向も視野に入れながら計画を策定します。
- 地球温暖化を防止し、持続可能な社会を構築するためには、エネルギーの効率的利用を進めるとともに、化石燃料に替わる*新エネルギーの導入が重要な課題とされています。
- 町内では、「(株) バイオマスパワーしずくいし」が家畜系バイオマス及び食品系バイオマスを利用してバイオマス発電と堆肥化を行っています。一般家庭や民間事業所におけ

る太陽光やバイオマス燃料など新エネルギーの利用は進んでいない状況にあります。

- 町は、平成 21 年度に町営体育館と町立学校への太陽光発電施設の導入を進めているほか、健康センターの整備に合わせてチップボイラーの導入を計画しています。
- *グリーン購入（環境にやさしい物品を利用することで、間接的に環境負荷を低減する取り組み）については十分に普及しているとはいえません。
- 県では、地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定し、広く県民に紹介することにより、地球温暖化対策の積極的な取り組みを広げていくこととしており、町内では、小岩井農牧(株)、盛岡セイコー(株)の 2 社が認定されています。

課題

- 地球温暖化の原因が、私たちの日常生活と密接につながっていることから、町民、事業者、行政がそれぞれの立場で、あるいは協力して取り組む必要があります。
- 電気、ガス、水道、灯油などの効率的な使い方や、省エネルギー機器の紹介などにより、町民・事業者の省エネルギー活動を推進する必要があります。
- 町役場からの温室効果ガス排出量の削減については、実行計画に基づき確実に推進することが必要です。
- 太陽光発電施設の設置に対する国や県の補助金制度の紹介や、風力・バイオマスなどに関する情報提供を行い、家庭や事業所における新エネルギーの導入を促進する必要があります。
- 公共施設への新エネルギーや省エネルギー型機器の導入促進が求められます。
- 町役場が実施しているグリーン購入をさらに徹底するとともに、町民や事業者に対しても普及・啓発を進め、拡大していく必要があります。
- 「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定事業所を増やす必要があります。

第6節 環境保全への取り組み

1. 環境に関する意識・知識を高める

現状

- 環境学習、体験学習として水生生物調査への参加校は1校で、森林愛護活動の実施校も1校です。
- *地球温暖化を防ごう隊に町内の8小学校が参加しています。
- 網張ビジターセンターでは、年間を通じて自然観察会が開催されています。
- 町産業まつりに併せて環境展を開催し、情報提供とアンケート調査を実施しています。
- 地区の子供たちを対象に環境教室を開催している行政区もあります。
- 雫石環境パートナーシップが平成17年に設立されましたが、最近は活動が停滞しています。
- 町では、これまで系統的な環境講座・環境教育を実施していません。

課題

- 体験学習や環境講座の定期的な開催により、環境学習の充実を図る必要があります。
- 自然体験学習など、学校における環境学習を充実させる必要があります。
- 環境フェア、環境見学会など環境イベントを企画し、環境に対する意識・知識の高揚を図る必要があります。
- 環境関連団体を支援・育成する必要があります。

2. 環境情報を共有する

現状

- 町広報誌による廃棄物関係の情報提供や町ホームページによる雫石町地球温暖化対策実行計画の進捗状況の公表にとどまっています。
- 雫石町独自の総合的な環境情報の取りまとめ、発信はなされていません。

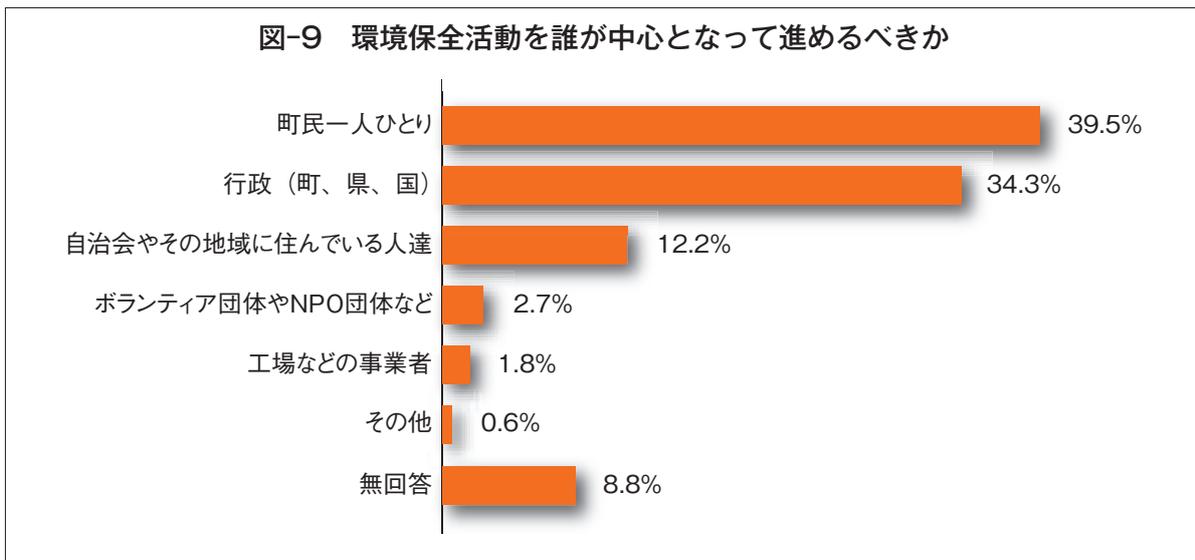
課題

- 環境基本条例に基づき、環境報告書の作成・公表が必要です。
- 発信方法も町広報誌の他にインターネットの活用も視野に入れる必要があります。

3. 環境保全のための仕組みをつくる

現状

- 町民アンケート基礎調査結果で、「環境保全活動を誰が中心となって進めるべきか」の回答状況は次のとおりで、「町民一人ひとり」が主体的に活動すべきとの意見が約40%を占めています。



(町民アンケート基礎調査)

- 平成18年からスタートした行政区を単位とする地域コミュニティ形成推進事業で、環境保全活動に取り組んでいるのは、74行政区中29行政区です。(平成20年度末現在)
- 町内企業の協力のもと、県との連携で事業者による環境報告会を、平成20年度は2回開催しています。
- 平成20年に、住民参加のもと雫石町環境基本条例を策定しました。

課題

- *地域コミュニティとの連携により、町民主体の環境保全活動を推進する必要があります。
- 一方、町民、事業者が、行政や地域が実施する環境活動に参加する協働体制の整備が求められます。
- 事業者が自らの環境保全活動の指針とする*環境マネジメントシステムを導入するなどにより、環境保全に配慮した事業活動に努める必要があります。
- 事業者が地域住民と*環境リスクコミュニケーションを図る、環境報告会の開催を継続・拡大する必要があります。
- 県、近隣市町村など広域的な連携を推進する必要があります。

第4章 望ましい環境の実現のための取り組み

この章では、雫石町の望ましい環境を実現するための取り組みの基本的な考え方と、町、町民、事業者が取り組むべき内容を示しています。

基本目標 1

健康で安全に暮らせるまちをめざして（生活環境の保全）

基本施策	個別施策
1-1 きれいな水を守る	(1) 汚水処理施設整備による汚濁負荷の削減 (2) 町内河川等の水質状況の情報提供 (3) 水生生物調査の参加校の増加
1-2 良好な生活環境を守る	(1) 野外焼却等による大気汚染の防止 (2) 騒音の防止 (3) 公害防止協定締結の推進 (4) 環境監視・測定の実施
1-3 安全な環境を守る	(1) ダイオキシン類測定値の情報提供 (2) VOC 使用削減や農薬の適正使用 (3) PRTR 法に基づく化学物質の情報提供 (4) 未規制化学物質についての情報収集

◆◆ 環境指標と目標値 ◆◆

指標項目	現況	中間目標 (H27)	目標値 (H32)
水質環境基準達成率 (BOD, COD)	100% (H20)	維持	維持
汚水処理3事業普及率	72.0% (H20)	80.5%	88.3%
公害防止協定締結数	7件 (H20)	12件	14件
公害苦情件数	33件 (H20)	減少	さらなる減少
水生生物水質調査参加校	1校 (H20)	10校	維持

◆◆ 施策の具体的な内容 ◆◆

1-1 きれいな水を守る

奥羽山系を源とする豊富で清冽な河川水や地下水は雫石町の宝であり、将来に向かって良好な水質を確保していくため、以下の取り組みを行います。

(1) 污水处理施設整備による汚濁負荷の削減

*生活排水からの水質汚濁負荷を減らすために、公共下水道・農業集落排水・浄化槽の整備を地域の実情に合わせ効率的に進めるとともに、日常生活においても出来るだけ汚濁負荷を減らします。また、事業所からの水質汚濁物質の排出量を削減します。

(2) 町内河川等の水質状況の情報提供

葛根田川、竜川、南川の6地点(岩手県)、御所湖の1地点(国土交通省)の水質測定結果を、毎年、町民に情報提供し、水質保全意識の高揚を図ります。

(3) 水生生物調査の参加校の増加

平成20年まで1校であった水生生物調査への参加校を増やしていきます。

【町民の取り組み】

- 公共下水道等が整備されたときは、期限内に接続します。
- 食用油はできるだけ使い切るようにし、廃油は回収し再利用します。
- 食器や鍋などは、汚れを拭き取ってから洗います。
- 米のとぎ汁は、植木などの水やりに利用します。
- 三角コーナーやストレーナを利用し調理屑を流さないようにします。

【事業者の取り組み】

- 排水処理施設などの維持管理を適切に行います。
- 排水の水質測定により汚染物質の排出量を把握し、汚濁負荷量の削減に努めます。
- 雨水の地下浸透に努めます。

【町（行政）の取り組み】

- 污水处理施設の整備を進めます。
- 公共下水道等への早期接続をはたらきかけます。
- 浄化槽の設置を支援します。
- 生活排水対策に関する啓発を行います。
- 事業所排水による水質汚濁防止をはたらきかけます。
- 公共用水域の水質調査結果の情報提供を行います。
- 水生生物による水質調査への参加校を呼びかけます。

1-2 良好な生活環境を守る

町民の良好な生活環境を保全するため、身近な公害を防ぐとともに環境の現況を把握するために必要な監視・測定など、以下の取り組みを行います。

(1) 野外焼却等による大気汚染の防止

苦情件数が最も多い野外焼却については、平成14年12月の廃棄物処理法の改正で原則禁止となっていますので、周知・啓発・指導を徹底します。

(2) 騒音の防止

事業場や建設工事等に伴う騒音被害を防止するため、騒音規制法を適切に運用します。また、生活騒音や営業騒音など近隣騒音については、啓発と指導を強化し騒音の低減を図ります。

(3) 公害防止協定締結の推進

町や地域住民との公害防止協定等を締結し、環境対策に取り組んでいる工場・事業場を積極的にPRすることにより、今後、協定を締結する事業者の拡大を目指します。

(4) 環境監視・測定の実施

科学的根拠に基づく環境行政ができるように、騒音・振動・悪臭などの監視・測定体制の整備に努めます。

【町民の取り組み】

- 庭先などでごみを焼却しないようにします。
- ペットの鳴き声や夜間騒音など近隣の迷惑にならないようにします。
- エンジンの空ぶかしやアイドリングを控えます。

【事業者の取り組み】

- 業務用施設、空調、ボイラーなどの維持管理は適切に行います。
- 法律や条例に基づく届出を行い、騒音・振動を防止します。
- 近隣住民の生活時間帯に配慮した作業に努めます。
- 工場、事業場内の緑化を進めます。

【町（行政）の取り組み】

- 野外焼却や騒音に対する監視・指導に努めます。
- 公共工事の実施の際は、低騒音型の工法を採用するなど、周辺への配慮をします。
- 公害防止協定等の締結を推進します。
- 騒音や振動測定体制の整備に努めます。

1-3 安全な環境を守る

これまで、国、県が町内河川で実施した化学物質、農薬の調査では、環境基準を超える測定値は検出されていませんが、今後とも安心して暮らせる環境を確保するため、以下の取り組みを行います。

(1) ダイオキシン類測定値の情報提供

県が継続して実施している公共用水域のダイオキシン類調査（町内は矢櫃川、取染川など6地点）の情報収集に努め、わかりやすく町民に提供していきます。

(2) VOC 使用削減や農薬の適正使用

工業系 VOC の使用削減を働きかけるとともに、有機・減農薬栽培を推進し、農薬使用量の削減に努めます。

(3) PRTR 法に基づく化学物質の情報提供

* PRTR 法などで指定されている有害化学物質に関する情報について、わかりやすく町民に提供していきます。

(4) 未規制化学物質についての情報収集

外因性内分泌攪乱化学物質、いわゆる環境ホルモンなど、未規制の化学物質についての情報収集に努めます。

【町民の取り組み】

- 有害化学物質に関する正確な情報収集を行い、正しい理解に努めます。
- 化学肥料や除草剤、殺虫剤等の適正な使用に努めます。

【事業者の取り組み】

- 化学物質の使用と処理は適切に行い、環境汚染の防止に努めます。
- ダイオキシン類対策特別措置法や化学物質排出移動量届出制度（PRTR 法）に基づき、化学物質を適正に管理します。

【町（行政）の取り組み】

- 有害化学物質の調査結果の情報を収集し、公表します。
- 環境保全型農業をめざして農薬の適正使用を推進します。
- 工場・事業場における揮発性有機化合物の使用削減をはたらきかけます。
- 未規制の化学物質についても情報の収集に努めます。

基本目標 2

豊かな自然と共に生きるまちをめざして（自然環境の保全）

基本施策	個別施策
2-1 多様な野生生物を守る	(1) 町内の動植物の生息情報調査 (2) 野生動植物生息情報の収集・管理 (3) 生息域の保全活動の推進 (4) 開発事業にあたっての環境配慮
2-2 森林・里山を守る	(1) 持続的な森林経営と計画的な森林整備 (2) 里山の再生や維持に住民の理解と協力 (3) 間伐材の有効利用の促進 (4) 特用林産物生産の促進
2-3 水辺を守る	(1) 親水性と自然景観を生かした河川整備 (2) 河川・ダム周辺のごみ散乱防止と清掃活動 (3) 河川公園の利用促進
2-4 農地を守る	(1) 農業基盤の充実 (2) 生きがづくり、学校教育等への休耕地の有効利用 (3) 農産物の特産化の推進 (4) 有機農法などによる付加価値の高い農産物生産 (5) 耕作放棄地や農地の荒廃を防止 (6) 農薬・肥料の適正利用や農業廃棄物の適正処理 (7) 地産地消の推進、地場製品のPR

◆◆ 環境指標と目標値 ◆◆

指標項目	現況	中間目標 (H27)	目標値 (H32)
*鳥獣保護区	5ヶ所 (H20)	維持	維持
森林面積	49,742ha (H20)	維持	維持
民有保安林面積	6,736ha (H20)	維持	維持
環境緑地保全地域	1ヶ所 (H20)	1ヶ所	1ヶ所
水辺環境施設数	4ヶ所 (H20)	拡大	さらなる拡大

◆ 施策の具体的な内容 ◆

2-1 多様な野生生物を守る

地球上の生きものは、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生き物が生まれました。私たち人間を含む生きものの「いのち」と「暮らし」は、この生態系の多様性に支えられています。町内の多様な野生生物を守るため、以下の取り組みを行います。

(1) 町内の動植物の生育情報調査

雫石町は、標高2,000mの山地から森林・農地、河川やダム湖など多様な環境から構成されており、それぞれの環境に応じた非常に多くの生物が生息しているものと考えられます。

町内の動植物生息状況については、これまでに整理されたものはなく、レッドデータブック改正のための調査など、今後、県が行う野生動植物の現況調査に協力し、情報の整理を進めます。

(2) 野生動植物生息情報の収集・管理

希少野生動植物の生息・生育情報の管理にあたっては、原則的にはその情報を明らかにして地域住民とともに保護していくことが望ましいと考えますが、乱獲などの問題もあるため、種によっては生育地情報を厳密に管理するよう努めます。

(3) 生息域の保全活動の推進

生物多様性の重要性について啓発を図るとともに、これまで生息が把握されている希少種については、生息環境の保全に努めます。

(4) 開発事業にあたっての環境配慮

事業の規模や特性、対象地の特質等に応じて、様々な形態で事前の調査・検討が行われ、野生生物への影響の回避・軽減措置が講じられるよう、関連制度の適切な運用に努めます。

【町民の取り組み】

- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性について理解を深めます。
- 動植物をむやみに捕獲・採集・持ち帰りしないようにします。
- *外来生物の魚や動物を自然に放さないようにします。
- 自然環境保全活動に積極的に参加します。

【事業者の取り組み】

- 工場、事業場周辺の動植物の分布について把握します。
- 周囲の生態系や水環境への影響を最小限に抑えるよう配慮します。
- 地域で行われる自然環境保全活動に協力します。
- 町が行う自然環境保全施策に協力します。

【町（行政）の取り組み】

- 町内の動植物の生息・生育情報の整理を進めます。
- 情報公開と種によっては生育地情報を厳密に管理するよう努めます。
- 生息が確認された希少種については、生息環境の保全に努めます。
- 開発事業にあたっては、野生生物への影響の回避に努めます。
- 生物多様性の重要性について、町民に対する啓発を図ります。



栗石十景^{おおもり}／生森から見た栗石盆地



栗石十景／鶯宿の逢滝・夕滝

2-2 森林・里山を守る

樹木の生育だけでなく、多くの生物の生息地であり、水を蓄え空気を浄化するなど環境保全のための重要な役割を果たしている森林・里山を守るため、以下の取り組みを行います。

(1) 持続的な森林経営と計画的な森林整備

地球温暖化防止の観点からも、持続可能な森林経営が求められており、補助金や交付金を活用し、作業道開設や間伐等計画的な森林整備を進めます。

(2) 里山の再生や維持に住民の理解と協力

里山は、人里近くにあつて、人が暮らすことによって作り上げられた自然環境で、自然を利用しつつも破壊しないという持続可能な生活のモデルケースであることから、その再生や維持に町民の理解と協力を求めて行きます。

(3) 間伐材の有効利用の促進

新たな木材製品としての活用や、木質*バイオマスエネルギーとしての利用など、間伐材の有効利用の促進を図ります。

(4) 特用林産物生産の促進

*特用林産物生産の向上を図るための技術研修や、先進地の取り組みを参考として生産性の向上に努めます。

【町民の取り組み】

- 里山など身近な自然を活用するとともに、荒廃した里山の再生や維持に協力します。
- 植林、森林整備活動などの林業体験に積極的に参加します。
- チップ、ペレットなど木質バイオマスエネルギーの利用に努めます。

【事業者の取り組み】

- 森林の環境保全機能を維持させるため、適正な管理・経営に努めます。
- 里山の再生に努めます。
- 特用林産物の生産に取り組みます。

【町（行政）の取り組み】

- 森林整備計画に基づき、植林・間伐・保育等を計画的に行います。
- 民有林については、間伐を促進するため、補助制度の活用などを勧めます。
- 里山を次世代へ引き継げるよう、機能や役割について啓発を行います。
- 緑の少年団活動などを通じ、守り育てる意識の醸成を図ります。
- 間伐材の使用拡大を検討します。
- 森林を有効活用するため、きのこ、わさび、木炭などの特用林産物の生産性向上に努めます。

2-3 水辺を守る

町内には、葛根田川、竜川をはじめ多くの川や湧水、湖沼などの多様な水辺があり、これらの水辺は景観資源やレクリエーションの場となる他、動植物にとっても大切な生育環境となっています。このように多様な機能を有する水辺環境を守るため、以下の取り組みを行います。

(1) 親水性と自然景観を生かした河川整備

災害復旧等の河川工事の実施の際は、河川の機能維持、安全性の確保のほか、親水性や環境に配慮した工法等により整備を行います。

(2) 河川・ダム周辺のごみ散乱防止と清掃活動

町管理河川の機能維持のため、河川敷内における草刈り、立木の伐採、清掃等を今後も継続実施します。

また、御所湖の清流を守る会が実施する年2回の清掃活動や不法投棄パトロールなどを町民に周知し、河川清掃活動への参加を拡大していきます。

(3) 河川公園の利用促進

河川公園の適正な機能維持を図るとともに、親水空間や町民の交流の場としての活用を図っていきます。

【町民の取り組み】

- 河川にごみを捨てたり、汚さないように努めます。
- 釣り糸や釣り針などは放置せず、きちんと後始末します。
- 自然環境調査や水生生物調査に積極的に参加します。
- 白鳥や雁・鴨などの*渡り鳥への餌やりをやめます。
- 河川や御所湖の清掃活動に参加します。

【事業者の取り組み】

- 河川の美化活動に参加します。
- 水辺環境に配慮した工事の実施に努めます。

【町（行政）の取り組み】

- 河川工事の際は、親水機能と生きものの生息環境の確保に努めます。
- 河川の美化に関する意識を啓発します。
- 河川公園の活用を拡大します。
- 河川や御所湖の清掃活動への参加者の拡大を図ります。

2-4 農地を守る

町内産の農産物需要の喚起、減農薬や有機農法等による環境保全型農業などの推進により、農地の保全を図り、自然と調和した農業を継承していくため、以下の取り組みを行います。

(1) 農業基盤の充実

水田を主体とした多面的機能を有する優良な農用地の維持保全に努め、持続的な農業生産を促進します。

(2) 生きがいづくり・学校教育等への休耕地の有効利用

ボランティア活動、高齢者の生きがいづくり、学校教育で休耕地の有効活用を進めることとし、学校では学校農園等の設置に努め、農村環境や食文化の素晴らしさを再発見できる取り組みを推進します。

(3) 農産物の特産化の推進

町内産の農畜産物の評価は高く、加工品も含め更に特産化に向けた取り組みを推進することにより、農地からの収益性を増加させます。

(4) 有機農法などによる付加価値の高い農産物生産

有機肥料を活用した町独自の認証制度を制定し、安全で安心な付加価値の高い農産物の生産を推進します。

(5) 耕作放棄地や農地の荒廃の防止

営農意欲を高め、さらに町や事業者がその活用を図ることにより、耕作放棄地や農地の荒廃を防ぎます。

(6) 農薬・肥料の適正利用や農業廃棄物の適正処理

安全な農産物生産及び地下水等環境汚染防止のため、農薬・肥料の適正利用や農業廃棄物の適正処理を推進します。

(7) 地産地消の推進、地場製品のPR

学校給食、産地直売の拡充に加え、町内宿泊施設等への食材供給システムを充実することで地産地消の推進と町内製品のPRを行います。

【町民の取り組み】

- 地元産農産物の消費拡大を図ります。
- 農業体験などに積極的に参加します。

【事業者の取り組み】

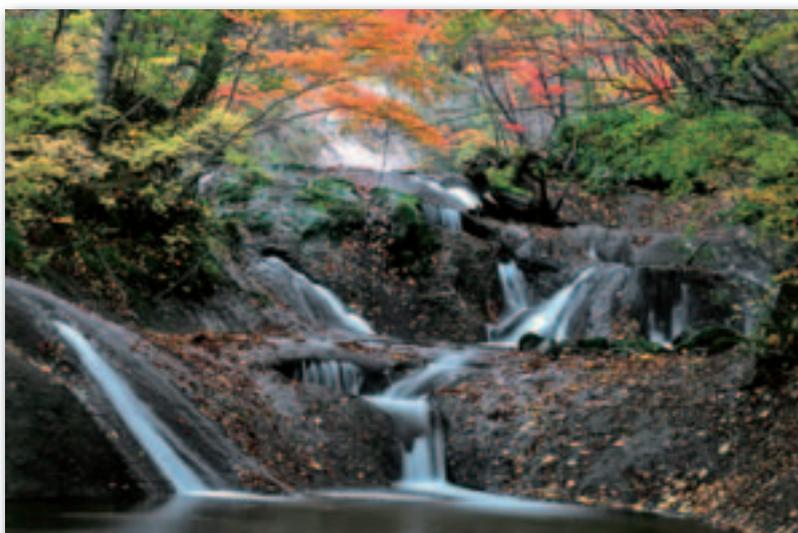
- 休耕地の有効活用に努めます。
- 有機農法、減農薬農法など環境保全型農業を進めます。
- 過剰施肥を避け、硝酸性窒素による地下水汚染を防ぎます。
- 農業用水路・排水路等の清掃に努めます。

【町（行政）の取り組み】

- 休耕地の再生活用に努めます。
- 農業後継者の育成と確保に努めます。
- 学校農園の設置に努めます。
- 学校給食では町内産の農作物の使用を推進します。
- 有機肥料を活用した安心・安全な農産物の生産を進めます。
- グリーンツーリズム、農業体験イベントに協力します。
- 町内産農畜産物のブランド化を進めます。



雫石十景／千沼ヶ原



雫石十景／矢櫃溪流

基本目標 3

うるおいのあるまちをめざして（快適環境の保全と創造）

基本施策	個別施策
3-1 まちの景観の創造を進める	(1) ふるさと景観条例に基づく雫石らしい地域景観の保全と形成 (2) 緑や花があふれる景観づくり (3) ポイ捨て禁止やペット飼育マナーの向上 (4) 美化活動への町民、事業者の参加拡大
3-2 歴史・文化を伝える	(1) 歴史・文化的資源、伝統の保全継承 (2) 伝統技術等後継者の育成 (3) 講座やイベントなど歴史・文化活動の活性化
3-3 人がやすらげるまちづくりを進める	(1) 公園の機能維持と活用促進 (2) 自然型レクリエーション施設の管理と運用 (3) 花と緑で人づくり・まちづくりの推進 (4) ユニバーサルデザイン計画の推進

◆◆ 環境指標と目標値 ◆◆

指標項目	現況	中間目標 (H27)	目標値 (H32)
景観住民協定締結数	2 地区 (H20)	4 地区	5 地区
天然記念物（樹木）指定数	5 件 (H20)	7 件	10 件
民俗芸能保存団体数	6 団体 (H20)	維持	維持
公園面積（1人当り）	46.2㎡ (H20)	維持	維持
花と緑のまちづくり活動団体数	－	35 団体	74 団体

◆◆ 施策の具体的な内容 ◆◆

3-1 まちの景観の創造を進める

町を取り巻く奥羽山系の山並み、そこに源を発する河川と御所湖、そして豊かな実りをもたらす田園風景が、雫石の基本的な景観を構成しています。

地域特有の景観をまちづくりに生かした雫石らしい景観・街並みの創造に向けて、以下の取り組みを行います。

(1) ふるさと景観条例に基づく雫石らしい地域景観の保全と形成

岩手山を望む景観や屋敷林が点在する本町らしい田園景観の保全を図っていきます。また、地域住民による景観づくり活動を推進します。

(2) 緑や花があふれる景観づくり

ア. 雫石を満喫する「花と緑の道」をつくります。

イ. 地域ごとに散策コースの設置及びフラワーロード等の取り組みを推進します。

ウ. 町全体を一枚の絵に見立て、地域の自主的な計画を勘案しながら、町全体の花と緑の配置を計画し、それに合わせて植栽・整備を推進します。

(3) ポイ捨て禁止やペット飼育マナーの向上

ごみのポイ捨て防止を図る啓発に努めます。また、飼い犬や飼い猫が適正に飼われるよう啓発活動を推進します。

(4) 美化活動への町民、事業者の参加拡大

公園・花壇、河川・道路沿いなどの草刈りの徹底と眺望を阻害する草木等景観を損なうものを洗い出し、町民・事業者の協力を得ながら是正するなど、美化活動を推進します。

【町民の取り組み】

- 周囲の景観と調和した建物の外観を選定します。
- 敷地内の緑を増やすとともに、公園など身近な緑を守ります。
- 環境美化を目指し、ポイ捨て禁止に協力します。
- 地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加します。

【事業者の取り組み】

- 看板・広告塔などの設置にあたっては、周辺の景観と調和するよう配慮します。
- 工場、事業場内の緑を増やします。
- 地域の環境美化活動への参加・支援に努めます。

【町（行政）の取り組み】

- 景観条例に基づく景観の保全と形成を進めます。
- 地域ごとにフラワーロード等の取り組みを推進します。
- ごみのポイ捨てやペットの糞の放置を防止するよう啓発を行います。
- 公園等の適切な維持管理に努めます。
- 雑草の除去など、空き地の適切な管理を指導します。

3-2 歴史・文化を伝える

町内に受け継がれてきた歴史や文化を、町民共有の財産として次世代に継承するとともに、新しい文化へとつなげていくために、以下の取り組みを行います。

(1) 歴史・文化的資源、伝統の保全継承

必要に応じ調査、研究を行い、重要なものは指定することにより、将来にわたって保存継承していきます。

(2) 伝統技術等後継者の育成

保存伝承と芸能技術の向上及び後継者育成を期し、無形文化財芸能祭を開催します。また、必要に応じ記録映像の作成を行います。

(3) 講座やイベントなど歴史・文化活動の活性化

町民の興味関心が高まるような講座やイベント、史跡めぐり等の事業を開催します。

【町民の取り組み】

- 歴史的・文化的資源に誇りを持ち、保全と伝承に協力します。
- 地域の郷土芸能や祭りに積極的に参加します。
- 地域に伝わる伝説や風習の継承に協力します。

【事業者の取り組み】

- 歴史的・文化的資源の保全に協力・支援します。
- 地域の祭り・郷土芸能の保全と継承に協力・支援します。

【町（行政）の取り組み】

- 町内の遺跡や文化財等を調査し、保全します。
- 史跡を整備保存し、観光ルートとしての活用を検討します。
- 無形文化財芸能祭の開催など、雫石よしゃれをはじめ、多くの民俗芸能の後継者育成と伝承に努めます。
- 歴史民俗資料館を活用し、資料の整理と町民への情報提供を行います。

3-3 人がやすらげるまちづくりを進める

本町の恵まれた自然の活用と、身近な場所に緑があふれて人々がやすらげる、快適でうれしいのあるまちづくりを目指して、以下の取り組みを行います。

(1) 公園の機能維持と活用促進

公園は、地域住民の憩いと安らぎの場として、快適性、安全性の確保に努めるとともに、地域住民や来訪者の交流の場としての活用を促進します。

(2) 自然型レクリエーション施設の管理と運用

施設の適正管理に努めると共に、積極的な情報提供により施設の利用を呼びかけます。

(3) 花と緑で人づくり・まちづくりの推進

ア. 自然との共生による“花育活動”をすすめます。

イ. 住民が主体となって、地域の景観の「お宝探し」「花と緑の計画」作成、地域住民総参加での取り組みを推進することにより、活動の輪を広げ住民主体のまちづくりを進めます。

(4) ユニバーサルデザイン計画の推進

ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりや、公共施設等のユニバーサルデザイン化等を推進します。

【町民の取り組み】

- 宅地内の緑と花を増やします。
- 公園等の維持管理に協力します。

【事業者の取り組み】

- 事業所敷地内の緑化を推進します。
- ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。

【町（行政）の取り組み】

- 都市公園の快適性と安全の確保のため、維持管理に努めます。
- セツ森森林公園や御所湖広域公園あるいは網張ビジターセンターの利活用を推進します。
- 「雫石町花と緑のまちづくり基本構想」を推進します。
- 「雫石町ユニバーサルデザイン計画」を推進します。

基本目標 4

環境負荷の少ないまちをめざして（循環型社会の構築）

基本施策

個別施策

4-1 ごみの発生を減らす

- (1) 町民・事業者に対する情報提供
- (2) 事業系一般廃棄物の減量化指導
- (3) 容器包装の減量
- (4) 「もったいない」意識の普及啓発
- (5) 生ごみ処理機の活用
- (6) ごみ処理有料化についての検討

4-2 リサイクルを推進する

- (1) ごみ分別徹底への啓発
- (2) 集団資源回収団体の育成・支援
- (3) 廃食用油回収への協力要請
- (4) 町清掃センターにおける資源回収の推進

4-3 ごみの適正処理を推進する

- (1) 廃家電処理の適正化
- (2) 不法投棄の未然防止
- (3) ごみ処理広域化の検討
- (4) ごみ集積所の整備

4-4 地球温暖化を防ぐ

- (1) 地球温暖化防止の普及啓発
- (2) 町民・事業者への省エネルギー活動の推進
- (3) 町の温暖化対策実行計画の推進
- (4) 新エネルギー機器の導入促進
- (5) 公共施設への新・省エネルギー機器の導入
- (6) グリーン購入の徹底と普及啓発

◆◆ 環境指標と目標値 ◆◆

指標項目	現況	中間目標 (H27)	目標値 (H32)
一人1日当たりのごみ排出量	1,004 g (H19)	924 g	874 g
一般廃棄物リサイクル率	28.3% (H19)	28.7%	32.0%
集団資源回収登録団体	28 団体 (H20)	30 団体	32 団体
集団資源回収量	327 トン (H20)	400 トン	420 トン
生ごみ処理機利用世帯数	1,177 件 (H20)	1,300 件	1,350 件
二酸化炭素排出量 (役場)	4,672 トン (H19)	4,279 トン	4,012 トン
エコカー導入数 (役場)	5 台 (H20)	20 台	28 台

◆◆ 施策の具体的な内容 ◆◆

4-1 ごみの発生を減らす

環境負荷の少ない循環型社会を形成するため、3R（発生抑制、再使用、再資源化）の各段階でごみ対策に取り組みますが、発生抑制については、以下の取り組みを行います。

(1) 町民・事業者に対する情報提供

町広報誌へのリサイクル情報・ごみ処理実績、啓発記事の掲載と町ホームページでの情報提供に努めます。

(2) 事業系一般廃棄物の減量化指導

多量排出事業者には、ごみ減量化と再資源化計画等の作成と実行を要請します。

(3) 容器包装の減量

地域コミュニティ形成推進事業を通じてマイバッグ持参運動により、過剰包装やレジ袋の使用を減らす取り組みをしていきます。

(4) 「もったいない」意識の普及啓発

買い過ぎ、作り過ぎにより、食品を生ごみにすることは「もったいない」という意識啓発を行い、一般家庭からの生ごみ排出量を抑制します。

(5) 生ごみ処理機の活用

生ごみ処理機等活用の普及促進とごみの減量化に向けた取り組みを進めます。

(6) ごみ処理有料化についての検討

全国的に導入が進み、県内でも北上市で実施されていることから、県の家庭ごみ有料化研究会における成果等を参考にして対応を進めていきます。

【町民の取り組み】

- レジ袋をひかえ、マイバッグを持参します。
- 必要なものを必要な量だけ買うように心がけます。
- ものを大切に、長く使います。

【事業者の取り組み】

- 梱包や包装はできるだけ簡素化します。
- 施設内からごみを出さずに生産する*ゼロ・エミッションの導入に努めます。

【町（行政）の取り組み】

- 町内のごみ処理実績を、毎月、広報誌に掲載し情報提供します。
- 廃棄物の削減・資源化の取り組みを啓発・指導します。
- 町内の各団体と協働し、容器包装の削減に努めます。
- 一般家庭からの生ごみ排出量を減らすため、生ごみ処理機活用の啓発をします。
- ごみ処理有料化についての検討を行います。

4-2 リサイクルを推進する

不用品の活用や廃棄物のリサイクルを推進するため、以下の取り組みを行います。

(1) ごみ分別徹底への啓発

資源物のリサイクルを進めるため、品目ごとの分別が徹底されるよう、町民の理解と協力を求めています。

(2) 集団資源回収団体の育成・支援

資源循環意識の高揚を図るため、集団資源回収に取り組む団体に奨励金を交付し活動を奨励します。

(3) 廃食用油回収への協力要請

一般家庭から排出される使用済み食用油を拠点回収し、BDF化を推進します。

(4) 町清掃センターにおける資源回収の推進

資源物については、異物の除去など選別を徹底して分別基準に合致させ、リサイクル業者に引き渡します。

【町民の取り組み】

- 地域の資源回収や店頭回収に協力します。
- リサイクルショップやフリーマーケットを活用します。
- 再生品などエコ製品を優先して購入します。

【事業者の取り組み】

- 分別やリサイクルなどを積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めます。
- *再生紙の使用や古紙のリサイクルを推進します。

【町（行政）の取り組み】

- 分別排出の徹底を呼びかけ、リサイクル率の向上を図ります。
- 集団資源回収団体を支援します。
- 廃食用油のBDF化に協力します。
- 資源物の分別基準への適合を図ります。

4-3 ごみの適正処理を推進する

特定家庭用機器再商品化法など各リサイクル法の周知を図り、不法投棄の未然防止とごみ処理の効率化を目指し、以下の取り組みを行います。

(1) 廃家電処理の適正化

法律により回収方法が決められている家庭用機器については、情報提供などを通じて適正な引き渡しを促進します。

(2) 不法投棄の未然防止

不法投棄があった場合は、関係機関（県振興局、警察署）との連携のもとに厳正に対処するとともに、監視員によるパトロールの強化や抑止啓発に努めます。

(3) ごみ処理広域化の検討

県ごみ処理広域化計画に基づき、県央ブロックごみ処理広域化準備協議会に参加し、中間処理施設集約等の検討を進めています。

(4) ごみ集積所の整備

行政区におけるごみ集積所の整備を推進します。

【町民の取り組み】

- ごみはルールを守って、きちんと分別して出します。
- 生ごみは水を良く切って出します。

【事業者の取り組み】

- 廃棄物は、排出者責任の原則に従い、適正な処理を行います。
- 事業実施に当たっては、計画の段階で廃棄物減量のための事前評価を行い、廃棄物の排出抑制に努めます。

【町（行政）の取り組み】

- リサイクル法の周知徹底を図ります。
- ごみ処理の効率化について検討します。
- 各行政区が実施する、ごみ集積所の整備を支援します。
- 不法投棄の監視を継続します。

4-4 地球温暖化を防ぐ

人間の日常生活や事業活動に伴い排出される二酸化炭素の増大により、地球規模の温暖化が進行しており、その原因が私たちの日常生活と密接につながっていることから、これを防止するため、以下の取り組みを行います。

(1) 地球温暖化防止の普及啓発

こどもエコクラブ活動支援や*ブラックイルミネーション等のイベントの実施をとおし
て普及啓発を行います。

(2) 町民・事業者への省エネルギー活動の推進

地球温暖化を防ごう隊の学習会を開催します。

家庭向けの*環境家計簿や事業所向けのガイドラインの配布などにより、省エネ活動の
啓発に努めます。

(3) 町の温暖化対策実行計画の推進

地球温暖化対策作業部会において排出量調査と取りまとめを行い、同推進会議において
評価・検討し、計画の達成を目指します。

(4) 新エネルギー機器の導入促進

国及び県補助事業の周知を図るなど、新エネルギー機器の導入を促進します。

(5) 公共施設への新・省エネルギー機器の導入

町営体育館への太陽光発電による暖房設備、診療所へのチップボイラーの設置に引き続
き、新・省エネルギー機器の公共施設への導入を推進します。

(6) グリーン購入の徹底と普及啓発

町役場の物品購入にあたってはグリーン購入を徹底し、事業者・町民に対しては積極的
な普及啓発を行います。

【町民の取り組み】

- 公共交通機関、自転車、徒歩による移動を心がけます。
- グリーン購入に心がけます。
- 自動車を購入するときは、エコカーを優先して選びます。
- アイドリングを控え、*エコドライブを心がけます。
- 電気や燃料の節約に努め、省エネルギー型ライフスタイルを実践します。
- 日常生活の中で節水に努めます。
- 住宅の新築、改築に当たっては、高气密・高断熱のものを選びます。
- 太陽熱給湯設備、太陽光発電、木質バイオマスなど自然エネルギーの活用を心が
けます。

【事業者の取り組み】

- 水、電気、燃料の節約に心がけ、エネルギーの有効利用に努めます。
- 太陽光、風力、バイオマスなど、新エネルギーを積極的に導入します。
- グリーン購入に努めます。
- エコカーの導入に努めます。
- * IES 等、環境マネジメントシステムの導入に努めます。
- 「いわて地球環境にやさしい事業所」の認証取得に努めます。

【町（行政）の取り組み】

- 地球温暖化防止（政府目標：二酸化炭素 25% 削減）の周知に努めます。
- 省エネルギー活動は身近な取り組みが重要であることから、各家庭での電気、ガス、水道、灯油などの効率的な使い方を啓発します。
- 町役場の温暖化防止実行計画の確実な推進に努めます。
- 公共施設への新・省エネルギー機器の導入を進めます。
- グリーン購入を徹底します。
- エコカーの導入を進めます。
- 県が実施する「いわて地球環境にやさしい事業所」の啓発普及に努めます。
- 地球温暖化防止地域協議会の活動を支援します。



栗石十景／玄武洞（葛根田の大岩屋）

基本目標 5

環境への意識の高いまちをめざして（環境保全への取り組み）

基本施策	個別施策
5-1 環境に関する意識・知識を高める	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境講座などの定期的な開催 (2) 学校における自然体験学習の充実 (3) 環境フェア等、環境イベントの開催
5-2 環境情報を共有する	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境報告書の作成・公表 (2) インターネットを活用した情報提供
5-3 環境保全のための仕組みをつくる	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域コミュニティとの連携による環境保全活動の推進 (2) 町民・事業者の環境活動への参加 (3) 事業者への環境マネジメントシステム導入普及 (4) 地域住民との環境報告会開催 (5) 県、近隣市町村との広域連携の推進

◆◆ 環境指標と目標値 ◆◆

指標項目	現況	中間目標（H27）	目標値（H32）
こどもエコクラブ登録数	1 団体（H20）	9 団体	10 団体
地域コミュニティ団体（環境関連）	40 団体（H21）	58 団体	74 団体
環境報告会（企業）	2 社（H21）	5 社	5 社
環境講座数	－	4 回	6 回
*県環境アドバイザー登録数	2 人（H20）	3 人	5 人
県温暖化防止活動推進員登録数	3 人（H20）	3 人	5 人

◆◆ 施策の具体的な内容 ◆◆

5-1 環境に関する意識・知識を高める

環境を良くすることは、住民一人ひとりの行動にかかっており、町民の環境に対する意識・知識を高めるため、以下の取り組みを行います。

(1) 環境講座などの定期的な開催

環境講演会や環境出前講座、子供やお年寄りを対象とした環境講座を定期的を開催します。

(2) 学校における自然体験学習の充実

具体的な体験を通じて、感動したり、驚いたりしながら「なぜ、どうして」と思考を深め、実際の生活や社会、自然のあり方を学べるよう進めます。

(3) 環境フェア等、環境イベントの開催

産業まつりでの環境展の開催や各種イベントなど、あらゆる機会をとらえて環境についてのPRを行います。

【町民の取り組み】

- 環境学習の講習会やイベントなどに積極的に参加します。
- 家庭でも環境問題について話し合う機会を設けます。
- グループで環境学習に取り組みます。

【事業者の取り組み】

- 社員に対する環境研修・環境教育の実施等により、環境保全意識を高めます。

【町（行政）の取り組み】

- 環境講座の定期的な開催を企画します。
- 学校における自然体験学習を充実させます。
- 新しい環境対策技術についてのPRを行います。

5-2 環境情報を共有する

環境を良くするためには、町民、事業者、行政の連携が必要であり、環境情報を共有できるよう、以下の取り組みを行います。

(1) 環境報告書の作成・公表

雫石町環境基本条例に基づき、毎年、環境報告書を作成し公表します。

(2) インターネットを活用した情報提供

町広報誌のほか町のホームページを利用して、環境情報を町民に提供していきます。また、町民からの情報収集についても充実します。

【町民の取り組み】

- 環境問題について自ら情報を収集し、正しい知識を深めます。
- 環境家計簿などを付けます。
- 環境に関する行政提言を積極的に行います。

【事業者の取り組み】

- 事業計画の目標に環境保全項目を取り入れます。
- 事業所の環境情報を積極的に公表するよう努めます。

【町（行政）の取り組み】

- 環境報告書を作成し公表します。
- 町民からの情報を積極的に収集します。
- 町民、団体等の情報交換の場を設定します。

5-3 環境保全のための仕組みをつくる

環境を良くするためには、個人の取り組みに加えて地域全体における取り組みが重要であることから、地域コミュニティ活動を活発にするため、以下の取り組みを行います。

(1) 地域コミュニティとの連携による環境保全活動の推進

地域コミュニティ単位の身近なテーマを取り上げ、それぞれの地域の資源や人材を活用しながら、幅広い主体との協働により取り組みを進めることで地域の問題解決能力を高め、より大きな環境保全活動へつなげて行きます。

(2) 町民・事業者の環境活動への参加

町民、事業者、町が協働して環境保全を行うため、環境基本計画を推進・進行管理をするための体制を整備します。

(3) 事業者への環境マネジメントシステム導入普及

事業者自らが環境配慮を計画的に推進する環境管理システムの導入・普及を啓発します。

(4) 地域住民との環境報告会開催

県との連携の元に、事業者が地元住民に対して行う環境報告会を積極的に開催します。

(5) 県、近隣市町村との広域連携の推進

環境調査を実施している県や広域行政圏の自治体などと連携して、共通の課題に対応していきます。

【町民の取り組み】

- 環境問題に対する住民の社会的責任を認識し、積極的に行動します。
- 物品の購入時はエコマーク商品などの環境に配慮した商品を選びます。
- 企業等が開催する環境報告会などには、積極的に参加します。

【事業者の取り組み】

- 環境保全に向けて、社内責任者の任命など、社内体制の整備に努めます。
- I E S等、環境マネジメントシステムの導入に努めます。
- リサイクル活動や緑化活動など、地域の環境保全活動に参加します。
- 環境報告会などの開催に努めます。

【町（行政）の取り組み】

- 地域コミュニティと連携して、環境保全活動を推進します。
- 環境保全活動への町民・事業者が参加しやすいしくみ作りを推進します。
- 地域の環境保全活動に積極的に取り組んでいる町民、団体等の交流の場を提供します。
- 環境管理システムの導入・普及を啓発します。
- 環境報告会の開催及び参加企業を増やします。
- 環境行政の広域化に取り組みます。

第5章 環境配慮指針

事業者においては、健康で安全な環境を保全し、持続的な環境を将来に引き継ぐことができるような社会経済活動を行っていく必要があります。このためには、環境の保全のための取り組みをより一層進める必要があります。

国においては、「環境基本法」や「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づいて、人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定め、（参考資料1を参照願います。）この環境基準を維持するために、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」や「騒音規制法」などで工場等からの排出規制をしています。また、岩手県では、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定して、法では環境基準を守られない事項について規制をしています。

さらに、道路、ダム事業など、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業については、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続として「環境影響評価法」が制定されています。また、岩手県では、「岩手県環境影響評価条例」を制定し、さらに規模の小さい事業等にも手続きを義務付けています。

ここに示す環境配慮指針は、本計画の望ましい環境像を実現するため、事業者自ら環境保全に向けた取り組みを率先して実行していくための行動指針として、環境に配慮すべき事項を事業者別、開発事業別に分けて示しています。

また、環境への影響が最も大きいとされる各種開発事業に関しては、町は率先してこれらの実行に努めるとともに、事業者においても、計画の早い段階から環境への自主的、積極的な配慮を望むものです。

第1節 事業者別配慮指針

1. 農林業

(1) 環境保全型農業の実践

- ・良好な田畑の景観を保全します。
- ・堆肥等を活用した有機栽培に努めます。
- ・農薬や肥料は使用上の注意を守って適正に使用します。
- ・人工林の適正管理により、森林の公益機能の維持に努めます。
- ・農地や山林からのバイオマス資源を有効に活用します。

(2) 農業系ごみの適正処理

- ・使用済みビニール、廃プラスチック等については適正に処理します。
- ・堆肥等は適正に管理し、悪臭発生の防止に努めます。

(3) 農地等の有効活用

- ・遊休農地の有効な活用に努めます。
- ・グリーンツーリズムや森林ボランティアなどとの連携により、消費者との交流に努めます。

2. 建設業

(1) 環境に配慮した建築物

- ・周辺環境に配慮した設計をし、敷地内の緑化を図ります。
- ・省エネルギー型の建築物づくりに努めます。
- ・太陽光やバイオマスなど自然エネルギーの導入に努めます。

(2) 環境負荷の少ない建築資材の活用

- ・再生品や再生利用可能なものを利用します。
- ・地元生産材の活用を推進します。
- ・代替型砕工法など、環境に配慮した工法を採用します。

(3) 工事に伴う公害の防止

- ・建設機械は、低騒音・低振動型の機器を使用します。
- ・事前に、工事内容を周辺住民に説明し、理解を得ます。
- ・周辺環境に合わせて、工事時間帯を配慮します。

(4) 工事に伴う廃棄物の適正処理

- ・分別解体と建設廃棄物の再資源化に努めます。
- ・建設工事に伴って発生する廃棄物の減量と適正処理に努めます。

3. 製造業

(1) 製造工程における環境配慮

- ・原材料の減量化、エネルギー使用量の見直し、再生利用可能な資材の活用など、省資源・省エネルギーを推進します。
- ・原材料は、再生資源など環境への負荷の少ないものを優先的に使います。
- ・製品の長寿命化や修理体制の構築などに努めます。

(2) 公害の未然防止

- ・製造工程における大気汚染、水質汚濁、騒音などに関する管理体制を整備します。
- ・排ガスや排水等の測定調査を定期的を実施し、公害の未然防止に努めます。
- ・低騒音、低振動型の機械設備を導入します。
- ・製造工程で使用する化学物質は適正に管理し、漏えいを防止します。

(3) 廃棄物の適正管理

- ・ *ライフサイクルアセスメントを導入し、製品による環境への負荷の把握、低減に努めます。
- ・ 廃棄物の減量化や再利用を図るとともに、適正な処理処分に努めます。

4. 流通・運輸業

(1) 省エネルギー対策

- ・ 共同輸配送の実施や一括納入など物流の効率化に努めます。
- ・ 梱包資材などは、リユース・リサイクルに努めます。
- ・ 車両の点検整備を徹底し、アイドリングストップに心がけ、エコドライブを実践します。
- ・ 過積載の防止に努め、効率的な走行ルートを選定します。

(2) 公害の防止

- ・ エコカーや*粒子状物質（PM）減少装置装着車両の導入に努めます。
- ・ 荷物の積み下ろし時の騒音・振動の防止に努めます。

5. ホテル・旅館業

(1) 省エネルギー対策

- ・ 施設内には、節電・節水型の設備機器の導入に努めます。
- ・ 食べ残し、調理くずなどを分別し、リサイクルに努めます。
- ・ フードマイレージに配慮し、地場産品の使用に努めます。

(2) 周辺環境への配慮

- ・ 排水の適正処理に努めます。
- ・ 駐車場を十分に確保し、周辺の交通安全に配慮します。
- ・ 深夜の騒音防止に配慮します。
- ・ ネオンや照明などによる*光害防止に配慮します。

6. 小売・飲食店

(1) 省エネルギー対策

- ・ 再生品やエコマーク商品など、環境への負荷の少ない商品の販売を促進します。
- ・ 包装の簡素化に努め、過剰包装の自粛に取り組みます。
- ・ マイバック持参の呼びかけにより、レジ袋の削減に取り組みます。
- ・ 食品廃棄物の減量化、リサイクルに努めます。

(2) 周辺環境への配慮

- ・営業騒音などが周辺に影響を及ぼさないよう、音量や時間などに配慮します。
- ・看板、広告などの設置にあたっては、周辺環境との調和に配慮します。



栗石十景／舟原の紅葉



栗石十景／御所湖の白鳥

第2節 開発事業別配慮指針

1. 開発事業の実施に際して共通する配慮事項

(1) 用地選定、構想段階

- ① 地域の現状の把握
 - ・地域の自然的状況、社会的状況、各種行政計画、法令規制状況等を整理します。
- ② 地域の土地利用に配慮
 - ・事業内容が、周辺土地利用状況や土地利用計画に沿ったものとなるような用地を選定します。
- ③ 周囲の自然環境に対する影響の防止
 - ・特殊な植生、希少生物の生息地等の自然環境に配慮して用地を選定します。
- ④ 地域の生活環境への負荷の低減
 - ・有害物質の使用や公害による生活環境への影響を小さくします。

(2) 具体的な計画段階

- ① 計画地内の自然環境の保全
 - ・地形を生かし、自然環境の改変面積を最小化します。
 - ・計画地や周辺の自然環境について調査を行います。
 - ・計画地内に貴重な自然環境がある場合はその環境への影響を回避します。
 - ・やむを得ず改変する場合は、影響の低減に努めるとともに、適切な代償措置を導入します。
 - ・計画地内に樹林や水辺がある場合は、適切に保全できる計画とし、やむを得ず改変する場合は影響の低減に努めます。
- ② 周辺地域の生活環境に対する負荷の軽減
 - ・有害な化学物質の使用や公害の発生による影響を防止するため、緑地帯の確保や公害防止施設設備の導入等適切な対策を講じます。
- ③ 廃棄物の減量化、資源化
 - ・廃棄物の発生が少なくなるような施設設備を導入します。
 - ・廃棄物の分別やリサイクルを図りやすい施設・設備を導入します。
- ④ 景観の保全
 - ・周辺の景観との調和を図った施設建設や緑化を計画します。
- ⑤ エネルギー対策
 - ・省エネルギー型の施設設備を導入します。
 - ・再生可能な新エネルギー活用施設を導入します。
 - ・排熱等の有効利用や地域還元を図ります。
- ⑥ 地域住民への説明
 - ・事業計画、環境対策の方針等を説明します。

(3) 工事施工段階

- ① 動植物の生育生息に対する影響の低減
 - ・騒音、振動、濁水等による影響を少なくする時期・工法を採用します。
 - ・代償措置を実施する場合は、適切な時期や方法を採用します。
 - ・表土の流出防止や保全に努めます。
 - ・地盤改良材等の薬剤を使用する場合は、生態系への影響を極力少なくします。
- ② 周辺地域の生活環境に対する負荷の軽減
 - ・低公害型の重機や工事関係車両を使用します。
 - ・工事関係車両による、周辺道路への土砂の落下や飛散を防止します。
- ③ 工事で発生する建設廃棄物の適正処理
 - ・建設廃棄物の分別、資源化、再利用を行います。
 - ・*マニフェストシステムによる適正処理を行います。
- ④ 工事の実施による影響の把握と対応
 - ・工事中の環境監視を行います。
 - ・工事による環境影響が生じた場合は、工事の一時中止を含め速やかに対応します。
- ⑤ 地域住民への説明
 - ・工事の進捗状況、現場での環境配慮等を説明します。

(4) 事業の実施・運営段階

- ① 動植物の生育生息に配慮
 - ・保全対策や代償措置を講じた場合、良好な状態で維持管理します。
- ② 環境への影響の把握
 - ・排水や排ガスの濃度や騒音等について定期的な測定を行います。
- ③ 緑地を維持管理
 - ・地域の現存植生等を考慮して緑地の管理を行います。
- ④ 地域住民への説明
 - ・定期的に環境報告会などを開催します。

2. 主要な開発事業の個別配慮事項

(1) 大規模住宅地開発事業

再開発、区画整理、宅地造成などの宅地整備事業は、面的開発、土地の改変が伴うことから、周辺環境との整合や環境への配慮が重要です。

- ① 無秩序な市街地の拡大を起こすことがないように、都市計画マスタープランの土地利用の方針等との整合を図り、適正な居住人口の設定や、交通・下水道・ごみ処理など地域の生活関連施設と十分な調整を図ります。
- ② 表層土の保全と有効利用に配慮します。
- ③ 土地利用や建築物の配置などについては、周辺生活環境に著しい影響が生じないように配慮するとともに、既存の幹線道路や鉄道などから住宅系施設を離すなど、周辺からの

影響にも配慮します。

- ④ 通過交通が発生しないよう、街路の配置について配慮します。
- ⑤ 緑地・広場などのオープンスペースの適切な確保を図るとともに、極力地域の自然を活かし、生垣の採用や潜在自然植生などに基づく植栽に配慮します。
- ⑥ 電波受信や日照などに影響を及ぼさないように、建築物の高さや配置などに配慮します。
- ⑦ 建物の外観については、周辺の環境や景観と整合するよう配慮します。
- ⑧ 敷地内における雨水の地下浸透の促進や雨水利用システムの導入など、適正な水循環の保全に配慮します。
- ⑨ 新エネルギーを活用した施設や省エネルギー型の施設・設備の導入など、エネルギー対策に配慮します。
- ⑩ 照明による光害の防止に配慮します。

(2) 道路鉄道等整備事業

交通系施設は、住民生活に欠かせないものですが、動植物の生息・生育環境を分断したり、排気ガスや騒音・振動によって周辺環境に影響を及ぼす恐れがあります。

- ① 交通量の適切な推計など、既存交通との関連も含めた交通計画について配慮します。
- ② 道路や鉄道の建設にあたっては、地形や周辺土地利用状況などを踏まえ、大気汚染、騒音・振動など生活環境への影響が生じないように配慮します。
- ③ 自然環境保全のための指定地域を貫く道路の建設は、原則として避けることとし、やむを得ない理由で建設する場合は、自然環境に極力影響を与えない場所を選定し、かつ保全対策を十分に講ずる。特に、植生を成り立たせている地下水や周辺の植生とのつながりを分断しないよう配慮します。
- ④ 居住地域に近接して道路・鉄道を建設する場合は、住居への影響が極力少ない構造にするなど配慮します。
- ⑤ 高架構造の場合は、電波障害や日照被害を及ぼさないように、位置や高さに配慮します。
- ⑥ 地下構造の場合は、地下水脈の状況を十分調査し、トンネル開口部や換気所からの影響についても配慮します。
- ⑦ 道路には、歩道・植栽スペースなどを確保し、自動車排ガスの影響を軽減するよう配慮します。
- ⑧ 道路景観や照明灯による光害防止に配慮します。

(3) 工場・工業団地整備事業

工場・工業団地の整備においては、周辺の土地利用との整合や、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭などに配慮することが重要です。

- ① 土地利用や建築物の配置については、周辺生活環境に著しい影響が出ないように配慮します。
- ② 緑地・広場などのオープンスペースの適切な確保を図るとともに、施設内の緑化に配慮します。

- ③ 電波障害や日照被害を及ぼさないように、高層建築物の高さや配置に配慮します。
- ④ 建物の外観については、周辺の環境や景観と整合するよう配慮します。
- ⑤ 事業に伴う大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、悪臭などの公害を防止する施設整備や操業方法に配慮します。
- ⑥ 地下水を利用する場合には、水脈などの実態を十分調査するとともに、過剰な揚水は避けます。
- ⑦ 使用する原材料や排水が土壌や地下水を汚染しないよう配慮します。
- ⑧ 有害な化学物質による環境汚染を防止するため、その輸送・保管・使用などにおける適正な管理や施設整備に配慮します。
- ⑨ 製品の開発から製造・流通・消費の各過程において、廃棄物の抑制に努めるとともに、その適正な処理に配慮します。
- ⑩ 敷地内における雨水の地下浸透の促進や雨水利用システムの導入など、適正な水循環の保全に配慮します。
- ⑪ 新エネルギーを活用した施設や省エネルギー型の施設・設備の導入など、エネルギー対策に配慮します。
- ⑫ 照明による光害の防止に配慮します。

(4) 商業施設等整備事業

経済活動の中心となる商業・業務施設は、市街地に立地されることが多く、周辺環境との調和や都市景観への配慮が重要です。また、近年、広い駐車場を備えた郊外型の大型店舗が増えており、町並み景観や交通量の増加による生活環境への影響を防止する配慮が必要です。

- ① 建物の外観や看板・広告物などについては、周辺の環境や景観と整合するよう配慮するとともに、施設内の緑化に配慮します。
- ② 駐車場や駐輪場の十分な確保を図り、周辺の交通渋滞や違法駐車などの防止に配慮します。
- ③ 駐車場でのアイドリングストップを徹底します。
- ④ 電波障害や日照被害を及ぼさないように、高層建築物の高さや配置に配慮します。
- ⑤ 施設内設備や来客車両による騒音・振動により周辺の環境に影響を及ぼさないよう配慮します。
- ⑥ 敷地内における雨水の地下浸透の促進や雨水利用システムの導入など、適正な水循環の保全に配慮します。
- ⑦ 新エネルギーを活用した施設や省エネルギー型の施設・設備の導入など、エネルギー対策に配慮します。
- ⑧ 広告塔や照明による光害の防止に配慮します。

(5) 農林水産施設整備事業

農林水産業は、もともと自然のシステムを活用する環境共生型産業ですが、近年、化学肥料の使用や経営の大型化などによる環境影響が課題となっています。

- ① 農地の造成にあたっては、水質汚濁や自然環境保全に配慮します。
- ② 水質汚濁の防止や農地の保全のため農薬使用の低減を図るとともに、有機肥料の利用に努め、循環型農業の推進に配慮します。
- ③ マルチシートやプラスチックポットなどの農業廃棄物の適正処理に配慮します。
- ④ 畜産業においては、畜産廃棄物の適正処理による水質汚濁や悪臭の防止について十分に配慮します。

(6) 河川水路整備事業

河川水路整備事業は、基本である治水対策に加えて環境面を重視した整備が行われるようになってきており、周辺の環境特性を活かした総合対策が求められています。

- ① 河川の自然特性や立地条件を踏まえ、生態系や自然景観の保全、快適環境の創出、水循環など、地域特性に応じた河川・水路整備に配慮します。
- ② 自然的環境が残されている河川の整備にあたっては、多自然型工法の導入など生物の生息・生育環境の保全に配慮します。
- ③ 市街地内河川では、水辺景観の創出、親水性護岸の整備など水辺へのアクセスや*アメニティ向上に配慮するとともに、生物の生息・生育環境の保全にも配慮します。

(7) 廃棄物処理施設等整備事業

廃棄物処理施設は、発生した廃棄物を適正に処理するための極めて重要な施設ですが、施設の整備、運営にあたっては、大気や水・土壌などへの影響を極力抑えていくことが求められます。

- ① 施設の立地にあたっては、事前に地域の環境特性を十分に把握し、周辺の土地利用と整合するよう配慮します。
- ② 焼却施設の整備にあたっては、最新の環境保全機器や技術の導入により、ダイオキシン類など有害化学物質による環境汚染を発生させないよう配慮します。
- ③ 焼却炉の廃熱による発電や熱の有効利用を図るとともに、金属類や焼却灰の再生利用などにも配慮します。
- ④ 最終処分場の整備・管理にあたっては、土壌汚染や水質汚濁が発生しないよう十分に配慮します。
- ⑤ 廃棄物の収集・運搬による、騒音・振動、悪臭など生活環境への影響の防止に配慮します。

(8) レクリエーション施設整備事業

レクリエーション施設は、スポーツや遊びをとおした家族や仲間とのコミュニケーションや健康、生きがいづくりに必要な施設です。今後は、高齢者向け施設の増加も見込まれますが、施設整備にあたっては周辺環境との調和が求められます。

- ① 建物の外観は、周辺の環境や景観と整合するよう配慮するとともに、施設内の緑化に配慮します。
- ② スキー場やゴルフ場など自然改変を伴う施設は、現況の地形や水系に沿った整備を行

い改変量を極力少なくし、生態系の保全に配慮します。

- ③ 遊園地・テーマパーク等は、騒音・振動などが周辺生活環境に影響を与えないように土地利用や建築物の配置について十分配慮します。
- ④ 駐車場の十分な確保を図り、周辺の交通渋滞や違法駐車などの防止に配慮します。
- ⑤ 新エネルギーを活用した施設や省エネルギー型の施設・設備の導入など、エネルギー対策に配慮します。

(9) エネルギー供給施設整備事業

電気、ガス、石油などは、家庭生活に不可欠で安定供給が重要ですが、その施設の整備・運営にあたっては、環境影響と安全確保に十分な配慮が求められます。

- ① 燃料の貯蔵施設などが周辺地域に危険を及ぼさないよう、施設配置や設備構造・管理面での安全確保に配慮するとともに、輸送に伴う事故防止にも配慮します。
- ② 事業運営に伴う大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、悪臭などの公害を防止するための施設整備や、地震などの災害対策に十分配慮します。
- ③ 住居地域が周辺に存在する場合は、十分な緩衝帯を設けるなど生活環境の保全に配慮します。
- ④ 新エネルギーを活用した施設や省エネルギー型の施設・設備の導入など、エネルギー対策に配慮します。
- ⑤ 照明による光害の防止に配慮します。

第6章 計画の推進

第1節 推進体制

雫石町環境基本計画の実効性を高めていくためには、町・町民・事業者などの各主体がお互いの役割を理解し、自発的に行動していくことが必要です。また、地域組織や住民活動団体・NPOなどとの連携が必要です。さらに、各主体の代表者で組織する推進組織や庁内の横断的な推進組織、近隣市町村・県・国との連携協力などにより、計画の推進を図っていきます。

1. 町の推進体制

(1) 各課（出先機関を含む）

各種施策や事業を実施する際には、環境への配慮を行うことによって、「町の取り組み」を着実に推進していきます。また、町民や事業者の取り組みに対する支援を積極的に行います。

(2) 庁内推進組織

町の施策や事業などの実施においては、総合的かつ計画的な展開が求められます。そのため「庁内推進組織」を設置して、職員の環境意識の向上とともに、関係各課の環境保全に係る施策・事業を横断的に調整し、町の取り組みを積極的に推進します。また、計画の進捗状況について、町の取り組みを中心に把握し、その公表、点検・評価、見直しなどを行います。

2. 町民・事業者等の推進体制

本計画の「望ましい環境像」を実現するためには、町、町民、事業者等が一体となって施策の推進を図っていく必要があります。そこで、町、町民、事業者等による「環境推進組織」を設置し、協働による効果的な施策の推進を図ります。

3. 環境審議会

雫石町環境基本条例第24条から第29条までの規定に基づき、町長の諮問機関として環境審議会が設置されています。審議会では、環境基本計画に関する審議を行います。毎年、審議会には計画の進捗状況の報告をし、意見をいただきます。

4. 近隣市町村・県・国

今日の幅広い環境問題の解決には、広域的な取り組みとともに、専門的・技術的な見地が必要となることから、近隣市町村や県、国などとの連携・協力を努めていきます。

5. その他の推進方策

(1) 計画の周知

環境基本計画の計画書は、町のホームページ、広報に掲載するとともに、計画の概要をわかりやすくまとめた概要版を町民や事業者に配布します。また、各種イベントや様々なメディアを活用して広く計画を周知します。

(2) 他の計画との調整

本計画は、雫石町総合計画をはじめ、他の計画と調整を図りながら推進します。

なお、雫石町環境基本条例第10条に規定されているように、環境優先の理念のもとに、あらゆる施策を策定し、実施するに当たっては、本計画との整合を図ります。

(3) 財源の確保

環境基本計画に掲げられた各種取り組みを実施するため、計画の進捗状況や取り組みの有効性を検証しつつ、必要な財政上の措置を講じます。



雫石十景／鳥越の滝

第2節 進行管理

計画を着実に推進していくためには、施策や取り組みの進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を継続的に見直していく必要があります。また、計画の進捗状況について、これを公表し、町民や事業者のみなさんと情報を共有することが重要です。

1. 計画策定【Plan】

町は、町民や事業者の意見を広く取り入れた計画づくりを行います。

2. 計画実行【Do】

町は、各施策・事業の推進を図ります。また、町民と事業者、町が一体となって計画を推進します。

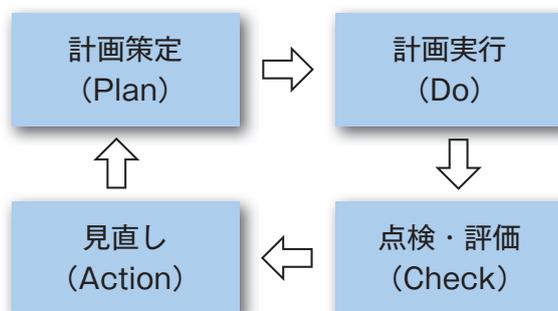
3. 点検・評価【Check】

庁内推進組織が中心となって目標の達成状況、各施策・事業等の実施状況を取りまとめて点検・評価し、環境報告書を発行します。環境報告書は、毎年ホームページ等で公表し町民・事業者から意見を募るとともに、環境審議会に報告して意見をいただきます。

4. 見直し【Action】

町民、事業者及び環境審議会からの意見を踏まえ、町は施策・事業の見直しを行います。

なお、本計画は、平成32年度までの11年間を計画期間とし、概ね5年ごとに見直しを行います。また、環境問題を取り巻く社会情勢や環境関連技術の動向、町民の意識の変化などにも留意し、必要に応じて計画の見直しを行います。



参考資料 1

環境基準

国では、環境保全行政上の目標として、「環境基本法」や「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づいて、人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を次のとおり定めています。

なお、この環境基準を維持するために、国は「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」や「騒音規制法」などで工場等からの排出規制をしています。また、岩手県では、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定して、法では環境基準を守られない事項について規制をしています。

【大気汚染に係る環境基準】

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06 ppm以下であること。

- 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10 μ m以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。

【有害大気汚染物質に係る環境基準】

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

- 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

【微小粒子状物質に係る環境基準】

物 質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

- 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

【水質汚濁のうち人の健康の保護に関する環境基準】

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下

- 備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K1020 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K1020 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

【水質汚濁のうち生活環境の保全に関する環境基準】

1. 河川河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ℓ 以上	—

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ 以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度
 6. 全亜鉛の基準は、79 ページの（ウ）全亜鉛と同じ

2. 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖）

(ア) 全窒素、全リン以外の項目

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/ℓ 以上	—

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

(イ) 全窒素、全磷

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全	0.1 mg/ℓ 以下	0.005 mg/ℓ 以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産1種・水浴	0.2 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下
III	水道3級 (特殊なもの)	0.4 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
IV	水産2種	0.6 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）
 3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

(ウ) 全亜鉛

項目 類型	利用目的の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下

【地下水の水質汚濁に係る環境基準】

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下

- 備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

【土壌の汚染に係る環境基準】

項 目	基 準 値
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.02 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 mg 以下であること。

- 備考 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては規定の方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 ℓ につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg 及び 0.01 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 ℓ につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg 及び 0.03 mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

【騒音に係る環境基準】

	地域類型		基準値	
	当てはめ地域 (用途地域との 原則的対応)	地域の区分	昼間 (午前6時から 午後10時)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時)
AA	特に静穏を要する地域		50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一般の地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B	主として住居のように供される地域 第1種住居地域 第2種取去地域	一般の地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等のように供される地域 近隣商業地域 準工業地域 工業地域	一般の地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
特別	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道 一般国道 県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m 2車線を超える道路の端から20m	70 デシベル以下 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋外へ透過する騒音に関する基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	65 デシベル以下

- (注) 1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
2. 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

【ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準】

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	1pg-TEQ/ℓ 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の低質	150pg-TEQ/g 以下	水底の低質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

- 備考
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2. 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

参考資料 2

平成 20 年雫石町環境基本計画基礎調査

【目的】

環境基本計画の策定ため、町民が環境に関する意見や要望などを調査することを目的に実施

【調査対象者】

- (1) 一般町民 19 歳以上の男女 1,000 人
- (2) 事業者 100 事業者
- (3) 中高生 479 人（中学生 345 人、高校生 134 人）

【抽出方法】

- (1) 一般町民 住民基本台帳から層化 2 段無作為抽出
- (2) 事業者 法人登記された事業者（2007 岩手年鑑より）
- (3) 中高生 雫石中学校生徒全員、雫石高校生徒全員

【調査方法】

- (1) 一般町民 郵送によるアンケート方式
- (2) 事業者 同上
- (3) 中高生 学校を通じてのアンケート方式

【調査期間】

平成 20 年 2 月 5 日から 3 月 31 日まで

【回答率】

- (1) 一般町民 回答者 329 人（回答率 32.9%）
- (2) 事業者 53 事業者（回答率 53.0%）
- (3) 中高生 445 人（回答率 92.9%）

調査結果の概要

表-1 「川や堰の水のきれいさ」についての認識

項 目	町民（19歳以上）	中・高校生
満足	28.1%	21.1%
やや満足	32.4%	35.1%
どちらともいえない	16.8%	30.3%
やや不満	12.8%	9.4%
不満	4.0%	3.6%
無回答・不明	5.8%	0.4%

注) 雫石町環境基本計画基礎調査結果の百分率は、四捨五入の関係で合計が100%にならないものがあります。

表-2 「川や堰の水のきれいさ」の変化についての認識

項 目	町民（19歳以上）	中・高校生
良くなった	3.0%	7.9%
やや良くなった	7.3%	15.3%
変わらない	43.6%	55.8%
やや悪くなった	24.4%	16.4%
悪くなった	14.9%	4.1%
無回答・不明	6.7%	0.5%

表-3 「空気のきれいさ」についての認識

項 目	町民（19歳以上）	中・高校生
満足	64.9%	45.8%
やや満足	21.0%	33.5%
どちらともいえない	5.5%	15.5%
やや不満	2.1%	3.4%
不満	0.6%	1.8%
無回答・不明	5.8%	0.0%

表-4 「空気のきれいさ」の変化についての認識

項 目	町民 (19 歳以上)	中・高校生
良くなった	6.1%	12.1%
やや良くなった	3.7%	12.6%
変わらない	68.0%	63.2%
やや悪くなった	12.8%	10.1%
悪くなった	3.7%	2.0%
無回答・不明	5.8%	0.0%

表-5 「まちの静けさ」についての認識

項 目	町民 (19 歳以上)	中・高校生
満足	50.9%	37.1%
やや満足	25.3%	27.6%
どちらともいえない	11.3%	27.2%
やや不満	4.0%	4.3%
不満	2.1%	3.1%
無回答・不明	6.4%	0.4%

表-6 「まちの静けさ」の変化についての認識

項 目	町民 (19 歳以上)	中・高校生
良くなった	4.9%	9.6%
やや良くなった	4.0%	12.2%
変わらない	61.6%	64.1%
やや悪くなった	16.2%	10.6%
悪くなった	6.4%	3.3%
無回答・不明	7.0%	0.3%

表-7 「景色やまち並みの景観」 についての認識

項 目	町民（19歳以上）	中・高校生
満足	20.4%	22.7%
やや満足	31.7%	32.1%
どちらともいえない	24.4%	29.2%
やや不満	11.9%	11.0%
不満	4.9%	4.5%
無回答・不明	6.7%	0.4%

表-8 「環境保全につながるとりくみ」

項 目	区 分	日常的に実施している	時々実施している
買い物袋の持参	町民（19歳以上）	23.2%	31.1%
	中・高校生	10.1%	23.6%
再生品・詰め替え品の利用	町民（19歳以上）	55.5%	28.7%
	中・高校生	33.0%	26.7%
ごみ排出量の削減	町民（19歳以上）	39.9%	40.9%
	中・高校生	10.3%	27.0%

表-9 「環境保全につながるとりくみ」

項 目	区 分	日常的に実施している	時々実施している
資源ごみの分別	町民（19歳以上）	75.6%	14.9%
	中・高校生	43.2%	24.0%

表-10 「強く意識している地球環境問題」

項 目	町民 (19 歳以上)	中・高校生
地球温暖化	39.3%	39.8%
オゾン層の破壊	14.7%	14.2%
*有害廃棄物の越境移動	13.0%	4.7%
*野生生物の種の減少	9.7%	13.6%
*酸性雨	5.2%	4.6%
*海洋の汚染	4.4%	6.6%
*砂漠化の進行	4.4%	7.0%
*熱帯雨林の減少	3.6%	6.0%
その他	0.8%	0.5%
不明	5.0%	3.0%

雫石町環境基本条例

平成19年6月14日
条例 第22号

目 次

- 前 文
- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第8条－第11条）
- 第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第12条－第23条）
- 第4章 環境審議会（第24条－第29条）
- 第5章 雑則（第30条）
- 附 則

前 文

私たちのふるさと雫石は、岩手山、駒ヶ岳を中心とする雄大・秀麗な山岳美と清らかに澄んだ雫石川などの大自然に恵まれ、多くの温泉や広大な農場など牧歌的風景のある町として、四季の織りなす風景と歴史文化は、町民のみならず訪れる人々の心にもやすらぎを感じさせてくれる環境を今に伝えてきました。

しかし、近年の社会経済活動の進展は、私たちの生活の利便性を高める一方で、生活環境の悪化や豊かな自然の減少や破壊をもたらし、人類共通の生活基盤である地球環境にも深刻な影響を及ぼすようになってきています。

環境は、祖先から贈られたものであると同時に子孫からの預かりものです。私たち今を生きるものは、健全で恵み豊かな環境を享受する権利があると同時に、将来の世代に引き継ぐ責任と義務があります。

その責任と義務を果たすために、きれいな水や美しい森林などの資源は有限であることを自覚し、日常生活や事業活動などにおいて生活環境と自然環境両面に十分な配慮と工夫を行い、環境への負荷が少なく持続的に発展することのできる循環型社会を築く必要に迫られているといえるでしょう。

私たちは、町民、事業者及び町の協働によって、ふるさと雫石の自然環境の保全と創造を図り、潤いとやすらぎに満ちた町であり続けたいと願います。

環境問題は、ひたすら快適な生活を追求する私たちの生活態度がもたらしたものであるとの認識に立ち、暮らしと経済活動の両面から、美しい雫石を守り、育て、創り出していく日常の取組みこそが、未来の雫石と美しい地球を守っていくことにつながることを信じ、ここに、雫石町環境基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）に定める循環と共生及び参加の精神に基づき、本町の環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、町民、事業者及び町の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることにより、これら施策を総合的かつ計画的に推進し、将来にわたって町民が自然と共生し、健康で文化的な生活を営むことのできる環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 循環型社会 廃棄物等の発生の抑制や資源の循環的利用の促進及び適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいう。
- (5) 保全と創造 「保全」とは、環境を良好な状態に残しておくこと、維持していくことをいい、「創造」とは、失われた本来あるべき良好な環境の回復、又は再生及び代償措置をいう。また、快適で潤いのある豊かな環境を創り出すための、新しい価値観に基づく人材の育成、仕組みづくり並びに生き方及び生活様式の提案なども含まれる。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、町民が安全かつ健康で文化的な生活の営みができる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、これを将来の世代に引き継ぐ義務を負うことを基本として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行わなければならない。
 - 3 環境の保全及び創造は、町民、事業者、町及び滞在者等がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に行わなければならない。
 - 4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接な関係にあることを考慮し、あらゆる活動において地球環境保全が図られるよう広域的かつ長期的に行わなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に従い、自ら環境についての理解を深め、その日常生活に伴う環境への負荷を低減し、自主的かつ積極的に環境の保全及び創造に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念に従い、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるおそれのある公害を未然に防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減、その他環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町の責務)

第6条 町は、基本理念に従い、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するとともに、町民に対して説明する責務を有する。

2 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定をするに当たっては、町民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体等（以下「民間団体等」という。）の参画に対し、必要な措置を講ずる責務を有する。

(滞在者等の責務)

第7条 通勤、通学又は旅行等で本町に滞在する者は、第4条に定める町民の責務に準じて環境の保全及び創造に努める責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

(施策の基本方針)

第8条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に従い、次に掲げる事項を基本として各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。
- (2) 森林、農地、緑地、河川、湖沼等における多様な自然環境の保全及び創造を図るとともに、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めること。
- (3) 歴史的及び文化的資源を活用し、良好な景観の形成を図るとともに、潤いとやすらぎのある社会的環境を保全し創造すること。
- (4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減を図ること。
- (5) 環境に関する町民意識の向上を図るため、あらゆる機会を通して、環境教育及び環境学習の振興に努めること。

(環境基本計画の策定)

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、雫石町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
- (3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ町民、事業者及び民間団体等の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第10条 町は、環境優先の理念のもとに、あらゆる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮しなければならない。

2 事業者は、事業を実施するに当たり、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(年次報告)

第11条 町長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策又は事業の実施状況等を明らかにし、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境影響評価の推進)

第12条 町は、環境に影響を及ぼすおそれがある事業について、事業者が法令等の規定によりその事業の実施前に自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第13条 町は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障を防止するため、規制その他必要な措置を講ずるものとする。

(公共用水域の水質保全)

第14条 町は、公共用水域の水質保全を図るため、生活雑排水の適正処理を促進するとともに、町民及び事業者が公共用水域における適正な排出方法について必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量等の促進)

第15条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理、物品等の調達その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(不法投棄及び野外焼却の防止)

第16条 町は、廃棄物の不法投棄及び野外焼却の防止について指導及び啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全型農業の促進)

第17条 町は、環境への負荷の低減と安全な食料の生産を図るため、環境保全型農業が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第18条 町は、町民及び事業者が環境の保全及び創造に関する理解を深め、具体的な行動に結びつけていくことができるよう、環境教育及び環境学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第19条 町は、町民、事業者又は民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集、調査研究及び監視等の実施)

第20条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、適正に実施するため、情報の収集、調査研究、監視及び測定その他必要な措置を講ずるものとする。

(住民等意見の反映)

第21条 町民及び事業者は、町の良好な環境の保全と創造に関する施策に関して、町長に対し意見を申し出ることができる。

2 町長は、前項に規定する申出があったときは、適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて第24条に規定

する雫石町環境審議会の意見を聴くことができる。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 町は、広域的な取り組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第23条 町は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第24条 環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、町長の諮問機関として雫石町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第25条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的な事項
- 2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的な事項及び重要事項について、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第26条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募による住民代表
- (2) 識見を有する者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認めた者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に委員の互選により会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、町長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、審議会が公開することが適当でないときと認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、環境対策課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

参考資料4

雫石町環境審議会委員名簿

【平成22年3月29日雫石町環境基本計画答申時】

氏名	所属等	区分
杉田 隆子	まちづくりパートナー	1号委員 (公募による住民代表)
○ 上野 寛二	まちづくりパートナー	
◎ 中澤 廣	岩手大学大学院教授	2号委員 (識見を有する者)
立身 政信	岩手大学教授 保健管理センター長	
齊藤 貢	岩手大学工学部准教授	
千葉 啓子	岩手県立大学盛岡短期大学部教授	
堀野 眞一	(独) 森林総合研究所東北支所生物多様性研究グループ長	
鎌田 徹	小岩井農牧株式会社環境品質部長	
加藤 完	雫石商工会長	3号委員 (各種団体の代表者)
佐々木 智恵	雫石婦人会長	
岩持 正美	新しいわて農業協同組合雫石中央支所長	
瀬川 俊紀	盛岡地方振興局 保健福祉環境部環境衛生課長	4号委員 (関係行政機関の職員)
滝川 義明	岩手県環境保健研究センター所長	

◎会長 ○副会長

前任者

氏名	所属等	区分
石倉 久夫	岩手県環境保健研究センター副所長	4号委員

庁内プロジェクトチーム名簿

所属	職氏名	備考
◎ 産業振興課	主査 高橋 芳美	環境保全型農業・農村環境
○ 地域整備課	主査 天川 雅彦	都市計画・ふるさと景観条例
経営推進課	主任 岩井 真晴	総合計画
総務課	主事 相澤 幸司	例規関係
住民課	主事 藤原 瑞枝	コミュニティー
産業振興課	主事 高橋 基	自然環境保全・商工・企業・観光
上下水道課	主任 平野 友彦	水質保全
学校教育課	主査 細川 悦子	環境教育
社会教育課	主任 柴田 慈幸	歴史・文化的資源・環境学習
農業委員会	主事 照井 貴幸	農業振興

◎リーダー ○サブリーダー

参考資料5

環境基本計画策定の経緯

月 日	内 容
平成18年 1月25日	雫石町環境基本条例策定委員会設置要綱制定
3月22日	第1回環境基本条例策定検討委員会開催 条例の諮問
5月 1日	第1回庁内プロジェクトチーム会議開催
5月11日	第2回環境基本条例策定検討委員会開催
6月 9日	法規審査委員会の審査に付議
6月15日	議会政務調査会へ説明
6月16日	パブリックコメント開始
7月17日	パブリックコメント終了
7月21日	第2回庁内プロジェクトチーム会議開催
7月27日	第3回環境基本条例策定検討委員会開催
平成19年 2月15日	第4回環境基本条例策定検討委員会開催
2月28日	第5回環境基本条例策定検討委員会開催 条例の答申
5月25日	法規審査委員会の審査に付議
6月 8日	議会全員協議会へ説明
6月13日	6月議会へ上程
6月14日	雫石町環境基本条例制定
平成20年 1月 1日	雫石町環境基本条例施行
2月 5日	環境基本計画に係る町民等アンケート調査開始 町民19歳以上男女 1,000人対象（回答率32.9%） 町内事業者 100社対象（回答率53.0%） 町内中高生 479人対象（回答率92.9%）
平成21年 3月17日	第1回庁内プロジェクトチーム会議開催
3月25日	第1回雫石町環境審議会開催 委嘱状交付、計画の諮問、計画の概要説明、アンケート調査結果報告

月 日	内 容
平成 21 年 6 月 30 日	第 2 回庁内プロジェクトチーム会議開催
7 月 13 日	第 2 回雫石町環境審議会開催 計画（素案）の検討
10 月 14 日	第 3 回庁内プロジェクトチーム会議開催
10 月 23 日	第 3 回雫石町環境審議会開催 計画（素案）の検討
12 月 3 日	第 4 回庁内プロジェクトチーム会議開催
12 月 22 日	第 4 回雫石町環境審議会開催 計画（素案）の検討
平成 22 年 1 月 28 日	パブリックコメント開始
3 月 1 日	パブリックコメント終了
3 月 17 日	第 5 回庁内プロジェクトチーム会議開催
3 月 29 日	第 5 回雫石町環境審議会開催 計画（最終案）の検討、計画の答申

用語集

【ア行】

■ IES

「環境マネジメントシステム」は企業等の経営にあたって、環境への負荷を管理・低減するための仕組みです。組織における環境活動については、ISO14001 に代表される国際的な共通の規格に基づき、評価・認証が行われていますが、中小企業等の各種団体には、コスト面・組織面のハードルが高く導入が難しく、地域における取り組みが進みません。これを打開するため、京都で取り組まれていた地域版環境マネジメント規格「KES」に着目し、いわて環境マネジメント・フォーラムが取り組みやすいローカルスタンダードとして「いわて環境マネジメントシステム・スタンダード (IES)」を構築しました。平成 22 年 1 月現在、24 団体が認証取得しています。

■ アメニティ

「快適性」、「居住性」、「快適な環境」などと訳され、「人間的な住みよさ」といった意味の言葉であり、特に都市環境整備の面で取り上げられています。諸外国におけるアメニティ保全施策の主なものは①歴史的風土の保存、②広告の規制、③樹木の保存、④デザインの規制などです。

■ いわて雪まつり

毎年、2 月上旬に小岩井農場で開催されます。趣向をこらした多くの雪像が並び、連日多彩なイベントが繰り広げられ約 30 万人の観光客でにぎわいます。夜には雪像や氷像がライトアップされ幻想的な空間を醸し出します。

■ エコカー

自動車の排気ガスによる大気汚染や地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出など、自動車による人の健康や環境への影響が指摘されています。そのため、排出ガスによる負荷が少なく、環境にやさしい自動車が開発され、これをエコカーと呼んでいます。

現在、実用段階にあるエコカーとしては、①天然ガス自動車、②電気自動車、③ハイブリッド自動車、④メタノール自動車、⑤低燃費かつ低排出ガス認定車のことを言っていますが、近年、燃料電池自動車、DME(ジメチルエーテル)自動車、スーパークリーンディーゼル車など、次世代エコカーの開発が進められています。

■ エコドライブ

自動車を運転するときに、アイドリングストップする、急発進・急加速をしない、空ぶかしをしない、不要な荷物を載せないなど、ちょっとした気配りをすれば燃料を節約でき、二酸化炭素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を削減することができます。このように環境にやさしい運転をエコドライブといいます。

■ オゾン層の破壊

オゾン層は高度 25 km の成層圏内で地球をとりまいており、生物に有害な宇宙からの紫外線を吸収する働きをもっています。カークーラーや冷蔵庫などに使用されたフロンガスが大気中に放出され、これが成層圏で分解され塩素原子を出しオゾン層を破壊します。その結果、オゾン層で吸収されていた紫外線が地表まで届くことになり、皮膚がんや白内障の増加が危惧されています。

【カ行】

■ 外来生物

外来生物とは、元々その地域に生息していなかったものが、人間の活動により外国など他の地域から持ち込まれた生物をいいます。身近な例としては、シロツメクサ、アメリカザリガニやホテイアオイも外来生物です。多くの場合は自然のバランスの中に組み込まれ、大きな影響を与えずに順応していますが、外来生物の侵入が、長い期間をかけて食う・食われるということを繰り返し、微妙なバランスのもとで成立している生態系を変化させ、生態系のみならず、農林水産業や人間にまで悪影響を及ぼす場合があります。

■ 海洋の汚染

海はもともと浄化機能をもち、多少の汚染物質は自ら処理する力を持っています。しかし、人間の活動によって排出される汚染物質の量は自然界の浄化能力では処理できないレベルまで達しています。その結果、このまま汚染が進めば海洋生物の死滅、海産食料の消失に繋がる恐れがあります。

■ 環境

私たちを取り囲んでいる周りの世界。人間や生物の周囲にあって、意識や行動の面でそれらと何らかの相互作用を及ぼし合うもの。また、その外界の状態。自然環境のほかに社会的、文化的な環境などもあります。(用例：「環境が良い」「環境に左右される」「家庭環境」「環境破壊」「環境保全」)

■ 環境アドバイザー

環境アドバイザーは、県が「岩手県環境アドバイザー設置要綱」に基づいて委嘱している環境問題に造詣の深い人たちのことで、住民からの派遣要請に応じて、地域で開催される環境問題（環境保全・ごみの減量化・自然保護等）に関する研修会や自然観察会、水生生物調査などの現地指導に講師として派遣され、講演や活動などを行います。

■ 環境家計簿

環境家計簿とは、環境にやさしい行動を心がけて生活を送る家庭（エコファミリー）を支援する環境省の「我が家の環境大臣」事業の一環で、使用したエネルギー量（電気・ガス・水道・ガソリン）を記録することで、排出した二酸化炭素量がチェックできるツールです。家庭でのエコな取り組みの目安になりますので、ぜひご利用ください。

■ 環境マネジメントシステム

組織の活動によって生じる環境への負荷を常に低減するように配慮・改善するための「組織的なしくみ」のことを言います。

■ 環境リスクコミュニケーション

環境に与えるリスク（危険性）などの化学物質に関する情報を、町民、事業者、行政等の全ての関係者が共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ることをいいます。化学物質による環境リスクを減らす取り組みを進める基礎となるものです。

■ 亀甲織

縦糸と横糸を巧みに絡ませながら、あたかも亀の甲羅が並んだかのような六角形の精緻な紋様を奏でる亀甲織は雫石が発祥の地とされていますが、明治以降は衰退し「幻の織物」といわれていま

した。昭和43年にその技法が復活され、その後「しずくいし麻の会」が、麻の栽培から染め、織り、製品まで昔ながらの手法で行い、伝統技法の保存と伝承活動を担っています。

■ グリーン購入

グリーン製品（環境に配慮した製品、積極的に環境保全に取り組んでいる企業の製品）を優先的に購入することで、2001年4月施行の「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）では、国及び自治体のグリーン購入は責務として位置付けられ、民間に対しては、できる限りグリーン製品等を選択（一般的責務）することとされています。

■ 光化学オキシダント

工場からの煙や車の排気ガスには窒素酸化物や炭化水素といった物質が含まれています。これらの物質は、日光（紫外線）によって、光化学反応を起こし光化学オキシダントという新たな物質に変化します。特に、夏の風の弱くて晴れた日には、オキシダント濃度が高くなり白いモヤがかかったようになります。光化学オキシダントが発生すると、目やのどの痛み、頭痛などを引き起こします。

■ 光害

都市化や交通網の発達などによる屋外照明の過大使用により、星が見えにくくなったり、動植物や人体への影響が発生することを言います。

■ コンポスト容器

家庭から排出される生ごみを堆肥化（コンポスト化）する装置です。電動生ごみ処理器と庭などにプラスチック製の円柱を埋め込む「家庭用コンポスト容器」があります。

【サ行】

■ 再生紙

再生紙は、古紙パルプが配合されている紙で「R」マークで表示されています。「R」マークは、古紙パルプがどのくらい配合されているかが一目でわかるようにしたもので、「R 100」は古紙パルプ配合率100%再生紙を示しています。

■ 里山

里山とは、人里近くにあつて人々の生活と結びついた山や森林のことを指します。人の手が入っていない「手付かずの自然」ではなく、人が暮らすことによって作り上げられた自然環境を意味しています。たとえば、燃料や家畜の餌、あるいは山菜やキノコの採取などに利用されてきた森林や、人が暮らすために必要な水田や畑を含んだ環境を里山と呼んでいます。今、里山の保全が求められているのは、里山独自の生態系の維持のほか、里山のある暮らしは持続可能な生活のモデルケースとして期待されているからです。

■ 砂漠化の進行

砂漠化とはその土地の地表を覆う植物が失われ、不毛の土地となっていくことで、近年、人為的要因によって砂漠化が急速に進行しています。その背景には ①開発途上国における人口の増加と貧困、政情不安 ②先進国における物資の大量生産、資源の大量消費などの社会的・経済的な問題があげられます。その結果、農作物の生産や人間の居住空間への影響、生態系の壊滅的破壊がもたらされます。

■ 三社座神社

三社座神社は、町中心部の商店街にあり、天照大神、春日大神、八幡大神の三社を祀っています。毎年9月16日に例大祭が行われ、町内で最も賑わいます。通称「お神明さん」（おしめさん）と呼ばれています。

■ 酸性雨

酸性雨とは主に化石燃料（石炭や石油）の燃焼に伴い排出されるSO_x（硫黄酸化物）、NO_x（窒素酸化物）などが大気中で酸化されて硫酸イオンや硝酸イオンになり、これが雨水に溶け込み酸性（pH5.6以下）を示す雨のことです。その結果、土壌の酸性化による樹木の衰退や湖沼の酸性化、遺跡等建造物への影響が出始めています。

■ COD

COD（化学的酸素要求量）とは、水中の有機性汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量のことを言います。この数値が大きいほど、汚濁物質が多いことを示します。海域や湖沼の汚染指標として用いられます。

■ 雫石十景

雫石の中でも特に美しいと言われている次の十か所が認定されています。

- 小岩井農場からの岩手山
- 残雪の駒ヶ岳
- 生森からみた雫石盆地
- 鶯宿の逢滝（大滝）・夕滝（湯滝）
- 千沼ヶ原
- 矢櫃溪流
- 玄武洞（葛根田の大岩屋）
- 舟原の紅葉
- 御所湖の白鳥
- 鳥越の滝

■ 雫石神社

雫石神社は、町内西根北妻にあり、祭神は秋津彦命を祀っています。今から900年以上前の昔々、雫石神社の境内にある杉の巨木の根元から湧き出す清水が岩に滴り落ちるたびに「たん・たん」といい音を発していました。人々はこれを水神様として祀り、親しみをこめて「滴石たんたん」と呼んだことから、雫石の地名の由来となりました。

■ 雫石裸参り

毎年1月第3日曜日に、無病息災五穀豊穡を祈願し、裸で三社座神社から永昌寺までを練り歩きます。昔は「あみだ参り」といい、大きな造り酒屋の蔵廻りの若者達が健康を祈願して始めた行事でした。一時中断していましたが、町青年連絡協議会の手で再興されました。

■ 循環型社会

循環型社会形成推進基本法による「循環型社会」とは、「①廃棄物の発生抑制、②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。」と提示されています。

■ 新エネルギー

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法で「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義され、①太陽光発電、②風力発電、③バイオマス発電、④中小規模水力発電、⑤地熱発電、⑥太陽熱利用、⑦温度差熱利用、⑧バイオマス熱利用、⑨雪氷熱利用、⑩バイオマス燃料製

造の10種類が指定されています。

■ 水生生物調査

川の中には、魚や水生昆虫、貝類やサワガニなどさまざまな生き物が住んでおり、これらを水生生物といいます。いろいろな川において、水の汚れの程度とそこにすむ生きものとの関係が研究され、その生き物がすんでいるかどうかによって、水の汚れの程度（水質）を判定できることがわかりました。

水質の判定に使う生物を「指標生物」といい、調査した川に多く見られた指標生物の種類によって水質階級をⅠきれいな水、Ⅱ少し汚れた水、Ⅲ汚れた水、Ⅳ大変汚れた水の4段階に判定します。この調査は、小学生でも参加できることから、全国で約8万人が参加して行われています。

■ 生活排水

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水で、1日1人当たりの排出負荷量（汚染物質濃度×排出量）はBOD 43 gで、このうち、トイレからの負荷量は13 g（30%）その他の生活排水からの負荷量は30 g（70%）であると言われています。負荷量の大きいその他の生活排水をそのまま排出すると水路や河川を汚染することになるので、下水道や合併浄化槽などで処理することにより、負荷削減が望まれます。

■ ゼロ・エミッション

ゼロ・エミッション（資源循環型の社会システム）とは、製造工程等から排出される廃棄物を別の産業の再生原料として利用するなどして、全体での「廃棄物ゼロ」を目指す生産システムのことです。

【夕行】

■ ダイオキシン類

ダイオキシンは、塩素を含む物質の不完全燃焼や薬品等の合成において予期せぬ副生成物として生成し、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナー-PCB）のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいます。但し、ダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDD及びPCDFにコプラナー-PCBを含めてダイオキシン類と定義されました。

急性毒性の他、催奇形性、発がん性、内分泌攪乱性などの毒性が疑われています。

■ 地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会、あるいはそのような住民の集団をさします。現在、雫石町では、行政区単位の自治会活動を想定して、自主性を尊重した行政支援のもとに地域コミュニティ形成推進事業を進めています。

■ 地球温暖化

地球を取り巻いている大気に含まれる二酸化炭素やメタンなどは、宇宙空間に放射される熱（赤外線）をおさえ（吸収して）地球の温度を保っていることから、温室効果ガスと呼ばれています。人類の活動により大気中の二酸化炭素やメタン等の濃度が高くなって温室効果が強まり、その結果、

地球の気温が上昇してきており（地球温暖化）、そのまま放置すると、海面上昇による土地の浸食、気候変動による農作物の収穫量減少や災害の多発、熱帯性感染症の高緯度地域での蔓延、生物生息域の変化や絶滅する種の増加など人類や生態系に影響を及ぼすことが懸念されます。

■ 地球温暖化を防ごう隊

岩手県では小学生を対象に「地球温暖化を防ごう隊」の活動を実施しています。児童を「地球温暖化を防ごう隊員」に任命し、専用のノートを配布。各家庭において地球温暖化対策を任務として遂行してもらいながら、普段の生活の見直しや環境にやさしい取り組みなどに気づき、実践して、家庭での省エネルギー活動に対する知識と理解を深めることが目的です。

■ 鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」に基づいて環境大臣又は県知事が指定する区域のことです。鳥獣保護区の区域内では狩猟が禁止されています。

現在、雫石では、御所ダム、鶯宿、小岩井農場、篠崎、雫石市街地が指定されています。

■ 特用林産物

森林から生産されるもののうち、建築用材以外のものすべてを特用林産物といいます。特用林産物は、きのこ類をはじめ、クリなどの樹実類、たらの芽、わさび等の山菜類、そのほか木炭類、うるしなど多岐にわたっています。

特用林産物は林業生産の中で重要な位置にあり、素材生産の長期性を補う短期収入源として農山村地域経済の活性化に果たす役割は大きいといえます。

【ナ行】

■ 熱帯雨林の減少

アジアや南アメリカの低緯度地域に分布する熱帯雨林が伐採や開墾により1990年までの30年間に4億5千万ha（日本の面積の12倍）消失しました。この結果、多様な動植物の生態系の破壊や遺伝子資源の消失を招いています。

【ハ行】

■ バイオマスエネルギー

生物の作り出す有機物を利用する再生可能なエネルギーのことで木材などを直接燃やしたり、メタンやアルコールなどに変えて利用したりします。太陽のエネルギーを使って植物は光合成によりバイオマス（太陽エネルギーを貯えた生物体）を毎年2000億トン（世界の年間全エネルギーの約8倍）も作っていますが、これをそのまま放置せず、その一部を電力や熱エネルギーとして使おうというものです。バイオマスを利用しても、もともと大気中の二酸化炭素を固定したものであるため、利用と同時に植林などバイオマス用に植物を育成すれば大気中の二酸化炭素を増やさないクリーンで再生可能なエネルギーとなります。

■ PRTR

PRTR（化学物質排出移動量届出制度）とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのよう

な発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

■ ビオトープ

ドイツ語の「生物」をあらわす Bio と、場所を意味する Top の合成語で、「特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な、ある限られた地域」と定義されています。野生生物の生息や移動のカギとなる場所を確保することで、地域の生態系の維持・向上に大きく寄与することを期待して、その保護や創造が試みられています。

■ BOD

BOD（生物学的酸素要求量）とは、水質の有機系の汚濁の指標となる項目で、バクテリアが水中の有機物を分解する際に消費される酸素量のこと。この数値が大きいほど、汚濁物質が多いことを示します。河川水質の汚染指標として用いられます。

■ BDF

BDF（バイオディーゼルフューエル）とは、植物油や動物油脂及び廃食用油（天ぷら油等）から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称であり、バイオマスエネルギーの一つです。原料となる油脂にアルカリとメチルアルコールを加えて反応させ、エステル交換によりグリセリンを取り除き、粘度を下げるなどの化学処理を施し、ディーゼルエンジンに使用できるようにしています。主成分は脂肪酸メチルエステルで、副生物のグリセリンは別途処理する必要があります。

■ VOC

VOC（揮発性有機化合物）とは、常温常圧で空气中に容易に揮発する有機化合物の総称で、主に人工合成されたものを指します。大気中に放出され、光化学反応によってオキシダントやSPM（浮遊粒子状物質）の発生に関与していると考えられ、2004年の大気汚染防止法改正により、排出が規制されるようになりました。主に炭化水素系物質ですが、炭素、水素以外の元素が入っているものも含むため、炭化水素類より概念的には広くなります。

■ フードマイレージ

食料の総重量と輸送距離を掛け合わせた数値で表され、食糧の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出が多くなるため、フードマイレージが高いほど食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えていることとなります。（元の用法は、Food Miles）

■ ブラックイルミネーション

環境省は、地球温暖化を防止する省エネルギー活動の一環として、ライトアップ施設の消灯を呼びかける「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」を毎年夏至の日を中心に行ってきました。夏至の日を「ブラックイルミネーション」7月7日を「七夕ライトダウン」として、夜8時から10時の2時間、ライトアップ施設を一斉に消灯する呼びかけをしています。

【マ行】

■ マニフェストシステム

マニフェストシステム（産業廃棄物管理票制度）とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、マニフェスト（伝票）に産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記載し

て交付することで取り扱い上の注意事項を処理業者に伝えるとともに、処理終了後に処理業者からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることで処理の完了を確認できるという、適正な廃棄物処理を確保する制度です。マニフェスト用紙は各県の産業廃棄物協会で購入できます。また、インターネットを利用した電子マニフェストシステムも運用されています。

■ メタル及びスラグ

廃棄物を焼却処理した場合には、焼却残さが発生しますが、現在、雫石町が一般廃棄物の処理を委託している滝沢村では溶融処理が行われています。溶融処理では、焼却処理よりも高い温度（1,200℃以上）で加熱されることから、不燃物も溶融されます。比重の大きいメタル（金属類）は下層に、軽いスラグ（ガラス質）部は上層に分離し、これらを別々に取り出し冷却したものが、メタル（溶融メタル）とスラグ（溶融スラグ）となります。メタルは鉄、二酸化ケイ素、銅の割合が高く全体の約80%を占めており、金属として再利用され、スラグは二酸化ケイ素、酸化カルシウム、酸化アルミニウムの三成分で全体の約90%を占めており、路盤材原料またはコンクリート骨材等として利用されています。

【ヤ行】

■ 野外焼却禁止

ダイオキシン類等の発生による健康への被害や生活環境への支障を防止するため、一定の構造基準を満たす焼却炉を用いないで、野外で廃棄物等を焼却することを原則として禁止しています。

ただし、つぎに掲げる焼却は除外されています。

- ①日常生活を営む上で通常行われる焼却であって、軽微なもの 例) 落ち葉焚き
- ②農業、林業を営むために止むを得ないものとして行われる焼却 例) 稲わら焼き
- ③風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却 例) キャンプファイヤー、どんど焼き

■ 野生生物の種の減少

野生生物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素であり、日光、大気、水、土とあいまって、物質循環やエネルギーの流れを担うとともに、その多様性によって生態系のバランスを維持しています。野生動植物はまた、食料、衣料、医薬品等の資源として利用されるほか、学術研究、芸術、文化の対象として、さらに生活に潤いや安らぎをもたらす存在として、人類の豊かな生活に欠かすことのできない役割を果たしています。

野生生物の世界は、生態系、生物群集、個体群、種等様々なレベルで成り立っており、それぞれのレベルでその多様性を保護する必要がありますが、中でも種は、野生生物の世界における基本単位であり、その保存は極めて重要とされています。

しかし、今日、様々な人間活動による圧迫に起因し、多くの種が絶滅し、また、絶滅のおそれがある種が数多く生じています。種の絶滅は野生生物の多様性を低下させ、生態系のバランスを変化させるおそれがあるばかりでなく、人類が享受することができる様々な恩恵を永久に消失させることとなります。現在と将来の人類の豊かな生活を確保するために、人為の影響による野生動植物の種の絶滅の防止に緊急に取り組むことが求められています。

■ 山祇神社

大村地区にある神社で、大山祇命を祀っています。この神社に伝わる山祇神楽は、繫村（現：盛岡市繫）にあった正福院という寺の山伏が大村地区の若者に伝えたとき、300年以上の歴史を誇る貴重な文化遺産です。

■ 有害廃棄物の越境移動

欧米先進国の有害廃棄物がアフリカや南米諸国に輸出され、土壌や地下水などの環境汚染を引き起こしました。この対策として、有害廃棄物の不適正輸出や処分を規制するバーゼル条約が締結されました。日本の産業廃棄物が東南アジアに輸出された事例もありました。

■ ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）を言います。

【ユニバーサルデザインの7原則】

- どんな人でも公平に使えること
- 使う上で自由度が高いこと
- 使い方が簡単で、すぐに分かること
- 必要な情報がすぐ分かること
- うっかりミスが危険につながらないこと
- 身体への負担がかかりづらいこと（弱い力でも使えること）
- 接近や利用するための十分な大きさと空間を確保すること

■ よしやれ祭

「よしやれ、おかしやれ、その手は食わぬ。その手食うよな野暮じゃない。」滴石城攻防の際の故事から生まれたといわれる、町を代表する民俗芸能です。お盆に行われる祭り当日は、町中心部を「雫石あねっこ」が艶やかな手踊りを披露しながらねり歩きます。

【ラ行】

■ ライフサイクルアセスメント

製品の原材料から生産・流通・消費・廃棄（リサイクル）など全ての段階を通して環境に与える負荷を客観的・定量的に評価する手法のことを言います。

■ リサイクル法

リサイクルとは、使用済み物品を原材料として再利用等を行うことであり、対象物品を個別の法律で定めているのが各リサイクル法です。現在は、次の5つの個別法が制定されています。

- 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律）
平成9年4月から、PETボトルやプラスチック容器の再商品化が始まり、平成12年4月からはその他紙製品類、その他プラスチック類の容器包装を対象に、消費者、行政、メーカーに再商品化を義務付けています。
- 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）
エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、電気冷蔵庫、電気洗濯機、衣類乾燥機の家電5品目を対象に、消費者の再商品化などに要する費用の負担、販売店の消費者からの引き取りとメーカーへの引き渡し、メーカーの再商品化をそれぞれ義務付けています。
- 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）
使用済自動車から発生するシュレッダーダスト（破碎ごみ）、エアバッグ、フロンガスの低減化を図り、自動車のリサイクルを推進することを義務付けています。
- 食品リサイクル法（食品循環資源の再利用等の促進に関する法律）

外食産業など、食品関連産業から排出される生ごみや残飯などの食品廃棄物について、飼料や肥料などへの再資源化を義務付けています。

○ 建設資材リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの特定資材を用いる建築物を解体する際に廃棄物を現場で分別し、資材ごとに再利用することを解体業者に義務付けています。

■ 粒子状物質

粒子状物質（PM）とは、個体及び液体の粒のことを言い、工場などから排出されるもの（ばいじん）や、物の粉碎などにより発生するもの（粉じん）、ディーゼル車の排出ガスに含まれるもの（黒煙）などがあります。その他、土ほこりや黄砂などの自然現象によるものもあります。

粒子状物質（PM）のうち、粒径10ミクロン（10 μ m）以下の小さいものを特に浮遊粒子状物質（SPM）と呼びます。小さなため大気中に長時間とどまり、肺や気管などに沈着しやすく、呼吸器疾患への影響があると言われています。この浮遊粒子状物質（SPM）については、「1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m³以下であること」という環境基準が設定されています。

浮遊粒子状物質（SPM）の中でも、ディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子については、以前から発がん性が疑われているほか、最近では、花粉症との関連が懸念されています。

注：1ミクロンは1ミリメートルの1千分の1

【ワ行】

■ 渡り鳥への餌やり

野鳥も含め野生動物は、自然の中で食べ物を探し生活しています。食べ物が見つからなかったり、気候の影響などで食べ物が少なかったりして死んでしまう動物もありますが、それも自然の営みです。日常的に給餌に依存し、まるで飼われているように生活するような状況は、野生動物本来の姿ではありません。また、同一の場所で継続的に大量に給餌すると、食べ残しや野鳥の糞により、有機物や栄養塩類の過度な蓄積、水質汚濁を引き起こしますので餌やりは控える必要があります。

雫石町環境基本計画

発行 平成 22 年 7 月
岩手県雫石町環境対策課
〒 028-0595 岩手県岩手郡雫石町千刈田 5 番地 1
TEL 019-692-2111 (代表)
FAX 019-692-1311
URL <http://www.town.shizukuishi.iwate.jp/>

印刷 山口北州印刷株式会社